HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業国有化政策論 : イギリス公共企業体を中心として
Author(s)	中村, 太和
Citation	北海道大學　經濟學研究, 24(3), 125-187
Issue Date	1974-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31297
Type	bulletin (article)
File Information	24(3)_P125-187.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

産業国有化政策論

―― イギリス公共企業体を中心として ――

中村太和

はじめに
第一章　両大戦間の石炭業，鉄鋼業
第一節　イギリスにおける集中・集積＝「合理化」運動
第二節　1930年以降の石炭業，鉄鋼業
第二章　第二次大戦後の産業国有化政策
第一節　国有化産業の実態と役割
第二節　鉄鋼国有化の特殊性，私有――国有――国有解除の変遷
第三章　公企業論批判
結　び

はじめに

第二次大戦後，イギリス，フランスを中心に西ヨーロッパにおいて産業国有化政策が大規模に行なわれた。イギリスにおいては，石炭，鉄鋼，電力，ガス，運輸などが国有化されたが，雇用労働者数の約9％，投資額では14―18％を占め，国有化部門への集中的投資により基幹部門の再建が強力に進められていくことになった。

イギリスの産業国有化については，従来，第二次大戦後の危機深化とりわけ植民地支配体制の弱体化と国際収支危機，その克服策としての基幹産業国有化による再建という論理が強調されてきたが，その指摘は正しいとしてもそれだけでは不十分であろう。大量の国庫融資による再建ではなく，「国有化」という形態での再建が何故不可避であったかを解明するには，両大戦間におけるイギリスの蓄積構造，「合理化」運動との関連が問題とされねばならない。「国有化」を「合理化」の一層の展開として把握する視角がその基本をなす

が，同時に，労働運動，社会主義運動の国有化問題への介入という事実が考慮されねばならない。これら二つの契機を総合することにより戦後国有化の総体的評価が可能となるのであり，石炭国有化と鉄鋼国有化を例にとって，それぞれの契機がいかなる意義をもっていたかを分析したい。それによって，石炭国有化がスムーズに遂行されたのに対し，鉄鋼国有化が総独占資本的な抵抗を受け，私有――国有――国有解除という経過をたどったことの意味が解明されるであろう。

一方，公企業論を経営学的アプローチから展開する論者の中には，イギリスの公共企業体を，生産力発展に対応する合理的，民主的な公企業経営形態として把握する傾向が強いが，それに対しては戦後国有化の実態を見る中で，それを独占資本の「合理化」運動の展開として把握する視角から批判的に検討したい。以上が本稿の課題である。

第一章　両大戦間の石炭業，鉄鋼業

第一節　イギリスにおける集中・集積＝「合理化」運動

(一)　第一次大戦前

イギリスは世界に先がけて産業革命を遂行し，19世紀初頭以来，機械制生産による低廉な商品生産を基礎に世界の工業生産，市場を独占的に支配してきたが，19世紀中期から漸次その比重を低下させていき，世界工業生産に占めるイギリスの割合は，1840年――45%，1850年――39%，1860年――36%

表1　世界工業生産に占める主要国の割合　(%)

	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス
1870	32	23	13	10
1880	28	28	13	9
1890	22	31	14	8
1900	18	31	16	7
1910	14	35	16	7
1913	14	36	16	6

Source, J. Kuczynski : *Studien zur Geschichte der Weltwirtschaft*, 1952, p. 31

となった。そして，1873年より始まった「大不況」を境に，それまでのイギリスの「工業独占[1]」の崩壊が急速に進み，ついに1880年代には工業生産高においてアメリカに追い抜かれ，1910年代にはドイツにも抜かれて世界第三位に転落することになった。

そこでの主要問題は，石炭，製鉄，繊維，造船などの基幹産業が他国と比べて国民経済において大きな比重を占め，また石炭，繊維においては第一次大戦直前まで世界の生産，輸出で支配的地位を確保していながら，産業資本主義から独占資本主義への移行の基底をなす鉄鋼，機械，化学などの重化学工業部門において国際的優位性を保持しえなかったところにある。イギリスはそうした新興産業およびその輸出貿易の開拓において立遅れ，「かつての『産業革命期』にその覇権を獲得した繊維，鉄，石炭といった古い型の基幹産業への過度の依存傾向を払いきれなかった[2]」のであり，例えば，輸出における繊維製品の割合は1860年代末に71.6％を占め，1900年代初頭においても53.7％という高さを示している[3]。これは，イギリスにおける独占形成の特徴，その展開の遅れと密接に結びついた問題であり，特殊対外寄生的な蓄積構造とからまって，その後のイギリス資本主義の衰退を規定していくことになる。

イギリスにおける独占形成の遅れをもたらした要因としてレヴィ(H. Levy)は次の点をあげている。(1)世界市場を独占するような鉱物資源を持たず，しかもイギリスの鉱物資源が地域的に集中していなかったため，原料独占が不可能であったこと，(2)アメリカ，ドイツで独占形成に大きな役割を果たした運賃の保護的効果が小さかったこと，(3)保護関税による外国との競争からの遮断がなかったこと[4]。

「鉱物資源の自然的に狭い限界，初発から固定資本を集積するという鉱山業に著しい特徴は，比較的に早く，容易に，生産地域における特殊利害の緊密な独占的結合ないしは半独占的支配を創りだす[5]」が，イギリスにおいては，ドイツの Reinish-Westphalia, Silesia, アメリカの East Pensylvania のような生産の地域的集中がないため，地域間競争によって「個々の地域における独占的結合は非常に制限された活動領域を持ちうるにすぎ」ず，「有効な独

占的組織は，すべての炭鉱地域が体系的なカルテル，トラストに統合される時にのみ形成されうる[6]」ものであった。例えば1894年の Durham Coal Association は，その価格引上げがロンドンの石炭市場で Yorkshire 炭との競争を引起して短期間で崩壊し，Lancashire and Cheshire Coal Association も同様な運命をたどった。

鉄鉱石についても，「アメリカのトラスト形成は，一定程度，鉄鉱石鉱床の非常に地域化された特徴により支えられてきた[7]」が，イギリスにおいてはスペイン，スウェーデンからの輸入鉱石が大きな割合を占め，その運賃の低廉さとあいまって鉄鉱石供給の独占を困難にしており，石炭においても，炭田——港湾の平均輸送距離は，Silesia 400マイルに対し，イギリスは25マイルであり，国内輸送費の低廉さが際立っている[8]。

以上の点をふまえつつ，イギリスにおける独占形成を遅らせた基本的要因として次の点を確認しなければならない。(1)イギリス資本主義の先進的発展とそれに基づく植民地独占，輸出市場における優位性，(2)前者を基盤としての金融市場の海外投資への特化。

イギリス資本主義の先進的発展による豊富な資本蓄積は，一方では技術革新に対応する産業の再編を大きな資本価値喪失をもたらすものとさせたのであり[9]，他方では植民地市場の独占的支配と結びついて，国内における急速な技術革新，産業再編成を必ずしも緊急なものとせず，対外的搾取・収奪機構を通じて十分に列強との国際競争に対抗しうるものとしていたのである。海外投資においてイギリスの優位は一貫しており，海外へ投下された資本によりイギリス製品への需要が高まるという関係において輸出促進の役割を果たしていた。世界工業生産に占める比重においてはアメリカ，ドイツに抜かれたとはいえ，世界貿易に占める比重においては依然として支配的地位にあり，1913年においても，ドイツ——13%，アメリカ——11%，フランス——8%に対し，イギリスは15%を占めている。

第2に，前者と結びついて，ロンドン金融市場は国際金融の中心地となり，有利な海外投資にその中心的業務を向け，国内の商工業金融は狭小な地方市

表2　世界貿易に占める主要国の割合　　（%）

	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス
1870	22	8	13	10
1880	20	11	11	11
1890	20	10	11	9
1900	19	12	13	9
1910	16	11	13	8
1913	15	11	13	8

Source, J. Kuczynski : op. cit., p. 43

場にしかその資金調達源泉を見出しえなかったという事情がある。ロンドン株式取引所における国内産業証券の比重は全体の1/6にすぎず，しかも国内産業の公開市場はロンドン市場と地方市場に分裂し，「第二流下級証券」としての規定をうけていた。[10] このように大量生産方式に対応する資本市場の発展が阻止されたことは，資金調達における脆弱性をもたらすとともに，対外寄生的支配機構の完成の方向を追求せしめることとなり，「工業独占」の崩壊過程は，同時にイギリス資本主義が寄生性を強めていく過程であった。

海外投資収入と国民所得の関係について見れば，1880年代初頭において海外投資収入5000万ポンド，国民所得12億ポンドでその比率は4％であったが，1903年には7％となり，1913——14年にはそれぞれ2億ポンド，22億5000万ポンドで10％を占めるに至った。[11] これは，「資本の所有と資本の生産への投下との分離，貨幣資本と産業資本あるいは生産資本との分離」[12] を端的に示すものであるが，そこにおいて注目すべき変化は，「海外投資領域としてのイギリス帝国の重要性の増大」[13] であり，輸出においても，イギリス属領向け輸出の全輸出に占める割合は，1870年代初頭の25.6％から1890年代には34.1％へと増大している。かくて，「大不況」期から第一次大戦にかけての時期に，「生産と生産性の上昇テンポの緩慢化，投資の停滞，工業独占の崩壊，国際競争の激化と輸出貿易の困難……自由貿易からの離脱，保護貿易主義と英帝国内特恵関税への復帰を志向する通商政策上の根本的な転換の開始」[14] が行なわれてくることになる。[15]

鉄鋼業についてその対応を見ると，19世紀後半以後,「製鋼革命」により「鋼の時代」に入り，その技術的基礎としてベッセマー法からシーメンズ・マルタン法へ，更にトマス法が支配的地位を占めるようになったが，それにより，大量生産方式による生産費切下げとともに，固定資本の巨大化，最低必要資本規模の拡大を通して独占的結合――価格カルテルの条件が設定されることになった。しかし，イギリスにおいては国内の含燐鉱を利用しうる塩基性法による大量生産は相対的に無視され，造船を中心とする鋼材消費産業との結合，圧延部門における多種少量生産という対応を行っていったのであり，このような「銑鋼一貫生産体系の形成・大量生産方式の確立を核心とする生産の集積に十分な基礎をおくことなく，市場要因に依存した競争の縮減という形態の対応を行ったイギリス鉄鋼業の発展方向」[16]が，その後のイギリス鉄鋼業の停滞を規定していくことになった。20世紀に入って価格協定はかなり前進したが，ドイツのカルテルに比べ「はるかに有効性を持たず，国際競争においてほとんど重要性を持たなかった」[17]し,「全国民経済を包括するような性格を欠いていた。……その機能は，産業全体の産出高及び価格水準への包括的効果ではなく，価格及び財の動きに関する地域的機会を最大にするため地域的競争を一定にすること」[18]にあった[19]。

(二)　1920年代

第一次大戦中の産業の公的統制及び「超過利潤税（Excess Profits Tax)」は独占化傾向を促進し，高利潤をあげた企業による企業買収を刺激したが，このような戦時統制経済の経験，戦後の危機深化を直接的契機として，大戦中から1924年にかけて一大集中運動が展開されることになった。

この期のカルテル・集中運動は,「最初から少数の大企業が生産を支配しているか，新投資及び改良された機械がより大きな経営単位を伴うような産業の新分野に多く見出される」[20]。その最も重要な例が1926年に4大トラストの合同により成立したインペリアル化学工業（ＩＣＩ）である。更に，この期の集中運動は，基本的にはこれまでの集中運動の一層の展開として把握されるが，同時に，戦後のイギリス資本主義の危機深化を反映して「合理化」運動，

即ち技術，産業組織の全面にわたる独占資本支配体制の強化政策の内容を強くもりこまざるをえなかった点が注目されねばならない。

石炭においてはポーランド，鉄鋼においてはベルギー，フランスが第一次大戦後急速に進出し，世界市場における競争激化は市場問題を緊迫化させ，とりわけ輸出依存度の高いイギリス重工業を危機に陥し入れた。[21)]

石炭輸出についてみれば，1913年の7340万トンから1921年には2466万トンに低下し，ルール占領による大陸の混乱があった1923年を除き戦前水準を大

表3　石炭，鉄鋼の生産，輸出　（百万トン）

	石炭		鉄鋼		
	生産	輸出	生産		輸出
			銑鉄	鋼	
1910	264.4	62.0	10.0	6.3	4.6
1913	287.4	73.4	10.2	7.6	4.9
1919	229.8	35.2	7.3	7.8	2.2
1920	229.5	24.9	8.0	9.0	3.2
1921	163.3	24.6	2.6	3.7	1.7
1922	249.6	64.1	4.9	5.8	3.4
1923	276.0	79.4	7.4	8.4	4.3
1924	267.1	61.6	7.3	8.2	3.8
1925	243.2	50.8	6.2	7.3	3.7

Source, B. R. Mitchell : *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, p. 116, 121, 134, 136-7, 148

きく下回っている。鉄鋼輸出についても1913年の497万トンから1921年には170万トンへ低下し，その後も戦前水準を回復せずに帝国内諸国への依存度を深めていった。

更に，ロシア革命の影響を受けた戦後の労働運動の昂揚の中で，石炭業において7時間労働制，最低賃金制，産業別統一交渉制の前進がかちとられたが，石炭コストの70%を占める賃金コストの上昇は鉄鋼その他の価格にも影響を与え，資本家階級にとって許容しえないものであり，その対立は1926年ゼネストへ発展する。かくて，輸出市場の奪回をめざし，コスト切下げ，生

産・価格規制機構の形成という課題を担って新たな集中・集積運動＝「合理化」政策が登場することになった。

この期の集中運動の特徴としては，第1に水平的結合ではなく，垂直的結合が中心となったこと，そのために同一部門における巨大企業の形成とそれによる生産性引上げが十分に行われず，1918年の United Steel Companies Ltd. も「水平的結合による生産の集積を集中的に推進したものとはいえなかった[22]」と評価されている。垂直的結合の進展により産業の再編は一定程度進んだが，水平的結合をともなわなかったため生産の集中は国際水準よりはるかに低く，1926年においてアメリカは2社で鉄鋼生産の55%，ドイツは5社で75%を占めるのに対し，イギリスでは上位30社で生産能力の75%を占める状態であった[23]。

炭鉱部門では集中の効果は更に低く，1924年において2481の炭鉱が存在し，そのうち従業員500人以下の炭鉱が67%を占めていた。国際的に見て技術的後進性はおおうべくもなく，1929年における機械採炭率は，アメリカ——75.4%，ルール——91.2%，ドイツ——81.8%に対し，イギリスはわずか27.9%であり[24]，1人1交替当り生産高では，アメリカ —— 4.3トン，ポーランド——1.2トン，ルール——1.2トンに対しイギリスは1.0トンであった[25]。

表4　炭鉱の規模別分布（1924年）

雇用者数	炭鉱数	%
50以下	818	33
50— 499	848	34
500— 999	422	17
1000—1499	198	8
1500—1999	77	3
2000—2499	61	3
2500—2999	31	1
3000以上	26	1
計	2,481	100

Source, D. L. Burn(ed.) : *The Structure of British Industry*, Vol. I, 1958, p. 140

第２の特徴としては，水平的結合が進展しなかったためカルテルの強化が阻害されたことがある。1919年の再建省（Ministry of Reconstruction）の「トラストに関する報告（Report on Trust）」によれば，鉄鋼業において銑鉄に５，粗鋼に３，圧延に７，その他のコンビネーションが存在したが，これらの大部分が産出高の規制に関係しなかったことを指摘しており，戦後危機の中で崩壊した。その後景気回復期に再生したが，海外競争の激化により実質的な価格規制は不可能であった。[26)]

第一次大戦中から戦後にかけての私的独占による「合理化」政策，それによる国際競争への対応は十分な成果をあげることなく，かえって企業買収による資本コストの負担増大を招き，その脆弱性を暴露することになった。技術革新と全国的規模での生産・価格規制機構の確立という課題は1929――32年の新たな集中運動に引継がれることになった。その前提条件を整備したものが1926年ゼネストの敗北による労働運動，社会主義運動の壊滅であり，これにより労働時間は８時間制に復帰し，地区協約による坑夫賃金の切下げ，労働強化が，坑夫組織の分断，炭田間競争を通じて追求されていくことになった。このように労働運動を完全に抑圧し，賃金コストを切下げるとともに，産業の再編が国家を組込んで強力に進められることになる。

第二節　1930年以降の石炭業，鉄鋼業

第一次大戦直後の集中運動は垂直的結合を中心としたが，それは一時的原料確保という見地が大きく，過大な負債を背負って金融的危機に陥入ったが，1929――32年の集中運動の特徴としては，第１に大企業間の水平的結合が進展したことがあげられる。炭坑業においては依然として1000以上の会社が存在していたが，２ダース程の会社が生産の$^1/_3$を占め，とりわけ南ウェールズでは７大会社により生産の¾が支配されるようになった。[27)] 鉄鋼業においては更に水平的結合が進み，1932年には上位10社が銑鉄生産の47％，鋼生産の60％を支配するようになった。[28)]

第２の特徴としては，産業資本と銀行資本の結合関係の強化があげられる。当座貸越，社債形態での累積債権が焦付いているなかで大銀行は産業の再編

に関係を深めていかざるをえず，例えば Barclay 銀行は Bolckow への当座貸越を拒否することにより Dorman との合同を促進し，また Vickers は個人銀行 Glyn Mills の主導下に大幅な減資を行い，Armstrong との合同には England 銀行が積極的に介入した。しかし,「銀行は共通の再建政策に基づいて行動するのではなく，彼らの『凍結資産』の価格を安定させようとし」「産業部門における能率ではなく，無政府性を増大させた」といわれる。[29)]

表5　主要国の鉄鋼輸出　（百万トン）

	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー
1900	3.5	1.5	0.1	0.5
1905	3.8	3.3	0.6	0.9
1910	4.6	4.8	0.4	0.9
1913	4.9	6.2	0.5	1.5
1920	3.2	2.6	0.8	0.9
1925	3.7	3.2	3.9	3.1
1930	3.1	4.5	4.0	3.9

Source, T. H. Burnham and G. O. Hoskins : *Iron and Steel in Britain* 1870-1930, 1943, p. 30

鉄鋼輸出においてドイツ，フランス，ベルギーのいずれにも追い抜かれ，金融状態はきわめて劣悪であり，表11に見られるように1914年を100とする鉄鋼利潤指数は，1927＝32，1932＝15まで低下した。「鉄鋼業はもはや産業内部からの自生的な再建を期待できないばかりか，金融インタレストの助力によっても，それを達成することは不可能な状態に陥っていた」のであり，その再編・強化のためには「何らかの形態での国家の介入を必要とする段階に達していたのである」。[30)]

対外的支配機構の再編として，まず1931年9月に金本位制が停止され，1932年3月には輸入関税法（Import Duties Act）が制定され，原料，食料の一部を除き，イギリス帝国以外の外国商品に対し一律に従価10％の関税が課され，同時に関税問題について諮問，勧告するため輸入関税諮問委員会（Im-Port Duties Advisory Committee）が設立された。更に，1932年8月のオタワ会議において諸自治領との間に，翌1933年には直轄植民地との間に特恵関

税制度を強化し，スターリング・ブロックの形成を通じてブロック化を強力に推進し過剰資本の処理をはかっていった。イギリスの輸出に占めるイギリス連邦の比率は，1931年の43.7％から1938年には49.9％に，輸入に占める割合は，同期間に29.4％から40.4％に増大し，特恵を享受する商品の比率も，連邦諸国への輸出において1929年の35％から1937年には55％へ，連邦諸国からの輸入においては同期間に７％から60％へと大きく増大した。[31)]

対外的再編の中心がスターリング・ブロックの形成とすれば，国内的再編の中心は国家による強制カルテル化の試みであり，「合理化」運動の一層の展開に対して「計画化」という欺瞞的表現が与えられることになった。次に石炭業，鉄鋼業におけるその実態を見よう。

石炭業

1930年に労働党政権の手により炭鉱法（Coal Mines Act）が制定されたが，その中心的課題は，(1)生産割当，最低価格の規制と，(2)炭鉱再編委員会(Coal Mines Reorganization Committee）による産業再編であった。しかし，生産割当については，現実の生産高より高く決定され，地区内部での移譲が認められたこと，価格規制については，全国的に規制されず地区間の価格競争が残ったため十分な効果をあげえなかった。[32)] 炭鉱再編委員会の活動も炭鉱資本家団体の大英鉱業協会（Mining Association of Great Britain）及びイギリス産業連盟（Federation of British Industries）の反抗により実質的な行動を不可能とされた。

彼らが価格規制，産業再編成に反抗ないし消極的態度をとった理由は，石炭業の地位とその特殊寄生的な収奪機構のうちに見出される。石炭業の徹底的再編，とりわけ強力な石炭販売シンジケートの形成とそれによる価格引上げは，鉄鋼，化学などの大資本グループにとって安価な原料供給を阻止されることを意味した。他方，大炭鉱資本にとっても価格引上げによる売上高の増大は坑夫賃金の上昇をもたらし，特殊な収奪機構を弱体化させるという意味をもっていた。[33)] 即ち，坑夫賃金は地方炭田ごとの売上高により決定されていたため，炭鉱資本は関連会社へ低価格で石炭を供給して売上高を減らすと

ともに，非能率炭鉱の劣悪な金融状態を賃金引上げ拒否のために利用していたのである。[34)]

表6　機械採掘，運搬の割合　(%)

	採　掘	運　搬
1925	20	
1930	31	14.0(1929)
1931	35	
1932	38	
1933	42	30.0
1934	47	
1935	51	
1936	55	
1937	57	47.9
1938	59	

Source, B. R. Mitchell : op. cit., p. 123
D. L. Burn(ed.) : op. cit., p. 117

このように1930年炭鉱法による産業再編は十分な効果をあげることが出来ず，イギリス石炭業の国際的劣位はそのままに残った。機械採炭率は1925年の20%から1937年には50.7%へ，機械運搬率も1929年の14.0%から1937年に

表7　主要国炭鉱業の1人1交替当り生産高　(トン)

	イギリス	フランス	ドイツ(ルール)	オランダ	ポーランド	アメリカ
1929	1.0	0.6	1.2	1.2	1.2	4.3
1930	1.0	0.6	1.3	1.2	1.2	4.5
1931	1.0	0.7	1.4	1.2	1.3	4.7
1932	1.1	0.7	1.5	1.4	1.3	4.6
1933	1.1	0.8	1.6	1.5	1.5	4.2
1934	1.1	0.8	1.6	1.6	1.6	3.9
1935	1.1	0.8	1.6	1.7	1.7	4.0
1936	1.1	0.8	1.6	1.7	1.8	4.1
1937	1.1	0.8	1.6	1.7	1.7	4.1
1938	1.1	0.8	1.5	1.6	1.7	4.3

Source, Ministry of Eeul and Power ; *Coal Mining : Report of the Technical Advisory Committee*, 1945, p. 141

は47.9%に上昇しているが，これも技術構成の変革を示す程のものではなく，坑夫の低賃金と大量の失業，低い利潤率の下では機械化の誘因は小さかった。[35] 1人1交替当り生産高で見ると，1938年においてイギリス――1.1トンに対し，ルール――1.5トン，オランダ――1.6トン，ポーランド――1.7トン，アメリカ――4.3トンであり，フランス――0.8トンがイギリスより劣るが，1929――38年の間の上昇率で見れば，イギリス――10%，ルール――25%，フランス，オランダ――33%であり，イギリスの低水準は明らかである。

炭鉱数は1924年の2481から1940年には1741に減少したが，500人以下の炭鉱の比率は67%で変化しておらず，[36] また，イギリスの平均生産費以上の高コスト炭鉱の比率は，産出高に占める比率で見ると，1930年の11%から1938年には24%に増大している。[37] 1942年に，戦時の石炭供給を維持するため戦時石炭特別課税法（Coal Charge Account, 1942）が制定されたが，これは実質的には低コスト炭鉱に課税し，高コスト炭鉱を補助するものであり，集中による「合理化」を一層阻止するものであった。

表8　イギリス石炭業の諸指標

	生産（百万トン）	従業員数（千人）	トン当り価格 s. d.	トン当り利潤 s. d.	利潤総額（百万ポンド）
1929	258	957	13 11	4	4.6
1930	244	931		4	4.1
1931	219	868		3	3.0
1932	208	819		2	1.6
1933	207	789	13 7	2	2.3
1934	220	788		5	4.4
1935	222	769		6	5.4
1936	228	767		11	10.1
1937	240	792	15 11	1 2	13.7
1938	227	791		1 4	14.0

Source, B. R. Mitchell : op. cit., pp. 116–9
D. L. Burn(ed.) : op. cit., p. 117
W. W. Haynes : *Nationalization in Practice, The British Coal Industry*, p. 28

価格，利潤の動きについて見ると，1936年以降再軍備需要のため石炭価格は上昇し，1930年を100とする卸売価格指数で1937年には124.9になり，トン当り利潤も1932年の2ペンスから1938年には1シリング4ペンスに上昇している。しかし，生産高について見れば1930年代を通じてほとんど増大せず，1930年の2億4390万トンに対し，1937年には2億4040万トンであり，戦前最高の1913年の2億8740万トンに比べれば石炭生産は大きく減少している。

労働条件について見れば，賃金水準は産業部門100のうち81番目の最低グループに位置し，労働条件の劣悪さを反映して，炭鉱労働者数は1924年の121万人から1933年以降には70万人台へ減少し，炭鉱ストによる喪失労働日は全産業の半分を占めるなど労資関係は極度に緊迫していた。

表9　争議による喪失労働日　　（千日）

	産業全体	炭鉱
1930	4,399	671
1931	6,983	2,895
1932	6,488	292
1933	1,072	455
1934	959	373
1935	1,955	1,385
1936	1,829	969
1937	3,413	1,501
1938	1,334	701

Source, B. R. Mitchell : op. cit., p. 72

かくて，「産業の自然的技術的諸条件の劣悪化および坑夫の窮乏化が，ほとんど私的には解決される展望をもたないまま，益々社会的政治的解決をせまられ[38]」ていった。石炭業は両大戦間において絶対的衰退過程に入っていたのであり，国民経済に占めるその重要性からして，第2次大戦後の危機深化に対して「合理化」の最高形態としての「国有化」が現実化する経済的基盤が完全に成熟していたと結論づけることが出来よう。

鉄鋼業

次に鉄鋼業の実態について見よう。技術革新の遅れによる国際競争力の低

表10　イギリスの鉄鋼輸出入　(百万トン)

	輸　出	輸　入
1929	4.38	2.82
1930	3.16	2.91
1931	1.98	2.84
1932	1.88	1.59
1933	1.92	0.97
1934	2.25	1.36
1935	2.37	1.15
1936	2.23	1.48
1937	2.60	2.03

Source, B. R. Mitchell : op. cit,. pp. 143-8

位に規定され，特殊的には恐慌を契機とする低廉な大陸製品のイギリス市場へのダンピング輸出により，1931年にイギリスは史上始めて鉄鋼貿易で入超を記録するにいたった。国際金融におけるイギリスの地位から自由貿易を支持してきた金融界の指導者もかような事態を前にして共倒れの危険に直面し，ついに1930年7月の銀行家決議において関税導入を要求しイギリス産業連盟も支持に回った。[39] 1932年に輸入関税法が成立し，その後輸入関税諮問委員会の勧告により，粗鋼，半成品——$33^1/_3$%，完成品——20%の関税が規定された。関税導入については，輸入半成品に依存する中小単純圧延企業の反対があったが，重鋼部門の大企業の利害を貫徹して，完成品よりも半成品，粗鋼に高率の関税が課された。これにより，安価な輸入原料に依存する中小単圧企業の競争上の利益は失われ，独占支配体制の強化の基盤が設定された。[40]

1934年にはイギリス鉄鋼連盟 (British Iron and Steel Federation) が鉄鋼業の中央機関として設立され，鉄鋼独占は新たな段階に入った。関税導入問題において見られたように鉄鋼業内部には大きな利害対立があり，連盟も当初は大きな権限を持ちえなかったが，1935年の国際鋼カルテルとの闘争において高率関税を武器にイギリスに有利な協定を結び，[41] また同年商業部門としてイギリス鉄鋼会社 (British Iron and Steel Corporation) を設立して輸入原料の共同購入，分配を行い，統制を強化していった。[42] 更に，各企業のコス

トの実態調査を行い，コスト・プラス・利潤という新しい価格決定方式を採用することにより，実質的に価格決定権を自己の手中に収めた。[43)]

このように，保護関税，イギリス鉄鋼連盟の成立により，鉄鋼業における強固な寡頭支配体制が確立し，それとともに集中が強力に進められていくことになった。1924年に92を数えた製銑企業は，1935年には48に減少し，高炉数も1924——37年の間に475から200に減少した。また雇用者の集中率で見れば，1930年において10大会社が労働者の38%，25大会社が66%を集中していたが，1935年にはそれぞれ46%，82%に増大している。[44)] 利潤の増大を反映して投資は，1929——33年の年平均200万ポンドから1934年——490万ポンド，1935年——590万ポンド，1937年——1300万ポンドに増大し，[45)] 銑鉄，鋼とも生産能力は大きく上昇していった。

表11　イギリス鉄鋼業の諸指標

	生産（百万トン）		従業員数	価格指数（1930＝100）		鉄鋼利潤指数
	銑鉄	鋼	（千人）	全商品	鉄鋼	（1914＝100）
1929	7.6	9.6				51
1930	6.2	7.3				42
1931	3.7	5.2		87.8	92.8	22
1932	3.5	5.2	82.0	85.6	91.5	15
1933	4.1	7.0	91.2	85.7	94.3	28
1934	5.9	8.8	113.1	88.1	98.7	52
1935	6.4	9.8	115.6	89.0	100.5	67
1936	7.7	11.8	139.7	94.4	106.6	90
1937	8.5	13.0	155.3	108.7	129.6	119
1938	6.7	10.4	138.7	101.4	139.1	125

Source, B. R. Mitchell : op. cit., pp. 131-8. 147-8.
Statistical Abstract for the United Kingdom, No. 83, 1934-1938, p. 257, F. Benham : *Great Britain under Protection*, 1941, p. 192

とりわけ，1930年代後半には再軍備需要により生産は増大し，それとともに価格，利潤も大きく上昇した。1930年を100とする鉄鋼価格は，1932年の91.5から1938年には139.1になり，全商品の101.4を引離して上昇した。利潤についても，1914年を100とする鉄鋼利潤指数は，1932年の15から1938年

には125になり，1億650万ポンドの株式資本についての利潤は12.9%，配当は8.8%を記録した。[46]

このような成果にも拘らず，国際的に見た技術水準は低位であり，1930年における銑鉄の一人当り年間生産高は，ドイツ——584トン，ベルギー——485トン，アメリカ——1350トン（1931年）に対し，イギリス——354トンであり，[47] 製鋼，圧延については，ドイツ——96トン，ベルギー——98トンに対し，イギリス——58トンにすぎない。[48] 政府は関税導入の見返りとして技術，産業組織の再編による国際競争力の強化を義務づけたが，鉄鋼連盟による再編の中心は価格，生産量の規制におかれ，過剰生産能力の回避が至上課題とされた。銑鋼一貫企業を設立するための小シンジケートの計画が大会社により妨害され，挫折させられた「Jarrow 事件」はその典型的な例であった。[49]

しかしながら，注意すべきことは，鉄鋼業においては，保護関税，イギリス鉄鋼連盟の成立により「世界鉄鋼業におけるもっとも強力でもっとも安定した独占支配体制」[50] が確立し，再軍備需要とあいまって生産，価格，利潤，投資とも大きく増大していることであり，国有化問題との関連では，技術的には国際水準より劣りつつも，石炭業と異なり独占資本にとって国有化すべき経済的根拠は何らなかったということである。この事実は鉄鋼国有化の実現過程に規定的な影響を与え，それを複雑なものにしているが，この点については第二章第二節で詳しく見よう。

第二次大戦においてイギリスは海外投資の¼＝11億ポンドを失い（そのうち60%がスターリング諸国），対外債務としての累積ポンド残高は35億ポンド（そのうち70%がスターリング諸国）に達した。対外的支配機構により国際的技術水準の劣位を補強してきたイギリス資本主義にとって，これは決定的打撃であり，直接的には海外投資収入の減少と国際収支危機として発現した。

国際収支を戦前と戦後で比較すれば表12のようになる。イギリスは食料の半分以上と工業原料の¾を輸入し，貿易収支は一貫して赤字であるが，戦前においては，海外投資収入，運賃，手数料などによってその赤字を十分埋め合わせてきた。しかし，戦後においては海外投資収入は戦前の半分以下に減

表12　イギリスの国際収支（百万ポンド）

	1938	1946
支　　払		
輸　　入	835	1,092
政府海外支出	16	291
受　　取		
輸　　出	533	890
利子，利潤，配当 *	175	75
差引赤字	−70	−370

* 純受取額
Source, *Annual Abstract of Statistics* No. 85, 1937-1947. p. 250

少し，代って政府海外支出が大きく増大して国際収支赤字の原因となっているが，その中心はアフリカの新興国に対する軍事・経済援助であり，戦後の民族解放運動の昂揚に対する抑圧によりもたらされたものである。スターリング・ブロックの維持のためには，国際収支の制約をおしても援助を拡大せざるをえなかったのであるが，商船隊の崩壊による海運収入の低下とともに，国際収支を危機に陥し入れることになった。

この危機を乗切るため，一方ではアメリカの援助，資本導入により自国の海外投資を支えつつ植民地支配を維持し，他方では国内産業の再編による輸出拡大が急務とされ,「輸出か死か」のスローガンの下に，消費物資の輸入を制限しつつ輸出拡大がはかられた。しかし，かつて輸出の中心をなした繊維は後進国の工業化の進展により大きな拡大は望めず，戦後においては，機械，自動車，航空機を中心に輸出拡大がはかられることになったが，そのためには石炭，輸送，電力などの基幹部門の衰退，技術的後進性は致命的であり，国家資金の大量投入による「合理化」,「近代化」が緊急に要請されることになる。私的独占による再建は1930年代の経験からしても望みえず,「合理化」の最高形態として「国有化」が独占資本全体の利害において要請されるに至ったわけである。[51)]

1) F. Engels : *Die Lage der arbeitenden Klasse in England*, 1845, 全集刊

行委員会訳『イギリスにおける労働者階級の状態』国民文庫，43頁

2) A. E. Musson : The Great Depression in Britain, 1873 — 1896 : A Reappraisal, *The Journal of Economic History*, June 1959, p. 224. 邦訳としては，南克己訳「1873—96年のイギリスにおける『大不況』」，神奈川大『商経法論叢』XI—4がある。

3) ibid., pp. 224—5

4) H. Levy : *Monopolies, Cartels and Trusts in British Industry*, 1927, pp. 181—192

5) ibid., p. 181

6) ibid., p. 185

7) ibid., p. 189

8) 奥泉清：「第1次大戦とイギリス重工業」，東北大『経済学』第21巻第4号，50頁

9) 例えば，「戦後商工業政策に関する委員会（The Committee on Commercial and Industrial Policy after the war)」はイギリス資本主義の先進性と独占形成の関連について次のように述べている。「ドイツがイギリスよりも遅れて大工業国になったにも拘らず優越した事業経営を行っているのは，ドイツが伝統的組織のハンディ・キャプを持たず，カルテル組織を採用することが出来たからであった。」cited in, H. Levy, op. cit., p. 179

10) 生川栄治：『イギリス金融資本の成立』，有斐閣，昭和43年，164—166頁，cf. Morgan, E. V. & Thomas, W. A. : *The Stock Exchange, Its History and Functions*. 1926, Table v, A. K. Cairncross : *Home and Foreign Investment* 1870—1913, p. 96

11) Royal Institute of International Affairs : *The Problem of International Investment*, 1937, 楊井克己，中西直行訳『国際投資論』日本評論社，1970年，132頁

12) В. И. Ленин : Империализм, как Высшая стадия капитализма, 1917, 宇高基輔訳『資本主義の最高段階としての帝国主義』岩波文庫，98頁

13) Royal Institute of International Affairs : op. cit., 邦訳前掲，155頁

14) A. E. Musson : op. cit., p. 228

15) イギリスにおける独占移行期の問題については，P. W. S. Andrews & E. Brunner : *Capital Development in Steel*, 1951, G. R. Carter : *The Tendency towards Industrial Combination*, 1913, F. W. Macrosty, *The Trust Movement in British Industry*, 1907, D. L. Burn : *Economic History of Steelmaking* 1867—1939, 1940, H. Levy : op.cit., A. E. Musson : op.cit., T, H. Burnham & G. O. Hoskins : *Iron and Steel in Britain*, 1934, 生川栄治：前掲，高橋哲雄：『イギリス鉄鋼独占の研究』ミネルヴァ書房，昭和42年，遠藤湘吉編『帝国主義論』東大出版会，1965年，入江節次郎『独占資本イギリスへ

の道』ミネルヴァ書房，昭和37年，河野健二，飯沼二郎編『世界資本主義の歴史構造』岩波書店，昭和45年，山本尚一：「『寄生的＝植民地的』帝国主義の範疇＝段階規定」，『香川大学経済論叢』第42巻第1，2号，「第1次大戦前のイギリス産業構造――『工業独占』崩壊の要因について――」，『同上』第37巻第6号，奥泉清：前掲を参照

16) 高橋哲雄：前掲，71―72頁

17) D. L. Burn : op. cit., p. 342

18) H. Levy : op.cit., p. 198

19) もとより，これらの事実は，20世紀初頭におけるイギリス資本主義の独占資本主義への移行を否定するものではない。cf. H. Levy : op. cit., p. 176，奥泉清：前掲

20) H. Levy : op. cit., p. 179

21) 国民所得と輸出輸入額の比率は次のとおりである。

（単位 百万ポンド）

	国民所得 (A)	輸出 (B)	輸入 (C)	B/A	C/A
1900	1,836	264	485	14.4%	26.4%
1913	2,400	529	769	22.0	32.0
1920	5,467	1,335	1,933	24.4	35.4
1921―24平均	3,976	748	1,382	18.8	35.0
1925―29平均	3,955	718	1,239	18.1	31.3

Source, Key Statistics of the British Economy.1900―1962

22) 高橋哲雄：前掲，97頁，cf. D. L. Burn : *Economic History of Steelmaking*, p. 372

23) cf. P. Fitzgerald : *Industrial Combination in England*, 1927, p. 38, M. A. Dobb : *Studies in the Development of Capitalism*, 1946，京大近代史研究会訳『資本主義発展の研究』(Ⅱ)，岩波書店，190頁

24) 中村忠一：「英国に於ける石炭業国有化政策に関する一考察」京大『経済論叢』第73巻5号，58頁

25) Ministry of Feul and Power : *Coal Mining : Report of the Technical Advisory Committee*, 1945, p. 141

26) H. Levy : op. cit., p. 197

27) 奥泉清：「1920年代末におけるイギリス重工業の再編過程」東北大『経済学』第22巻第4号，14―17頁

28) G. C. Allen : *British Industries and their Organization*, 3rd Edition, 1951, p. 109

29) D. L. Burn : op.cit., pp. 441―442

30) 高橋哲雄：前掲，125頁

31）内田勝敏：『ヨーロッパ経済とイギリス』東洋経済新報社，昭和44年，100—101頁

32）A. F. Lucas : *Industrial Reconstruction and the Control of Competition*, 1937, p. 87

33）奥泉清：「1930年代のイギリス重工業の再編＝『計画化』」（上）桃山学院大『経済学論集』第5巻第3号，138頁を参照

34）これについて，M. F. G. B.（全英坑夫連盟）は次のように非難している。「南ウェールズの全生産の80％以上を支配する8会社は150万ポンドの利潤をあげたが，共同確定の結果は18万8千ポンドの損失を示した」。「関連企業への移譲価格は公然と濫用され――北ダービーシャでは産出高の60％が移譲されている――ており，坑夫は，関連企業が低い市場価格により安価な石炭を獲得していることを決して見過ごしはしない。」cited in R. P. Arnot : *The Miners in Crisis and War*, 1961, p. 192

35）布目真生：『英国国有化産業の研究』東洋経済新報社，昭和37年，30頁

36）D. L. Burn (ed.) : The Strucure of British Industry, vol. I.1958, p. 140

37）National Coal Board : *Plan for Coal*, 1950, p. 19

38）奥泉清：前掲，28頁

39）その意義については，E. Bapra：経済批判会訳『世界経済年報』19，125頁以下，M. E. Lowe : *The British Tariff Movement*, 1942, P. 107を参照

40）H. Levy : *New Industrial System*. p. 192

41）F. Benham : *Great Britain under Protection*, 1941, p. 182, J. C. Carr and W. Taplin : *History of the British Steel Industry*, 1962, p. 521

42）D. L. Burn : op.cit., p. 457

43）価格統制の起源については，J. C. Carr and W. Tapin : op.cit., pp. 558—66

44）L. Rostas : *Productivity, Prices and Distribution in Selected British Industries*, 1948, pp. 112—118

45）J. C. Carr and W. Taplin : op. cit., pp. 588—589

46）ibid., p. 589

47）T. H. Burnham and G. O. Hoskins : *Iron and Steel in Britain*, 1870—1930, 1943, pp. 315—317

48）ibid., p. 193

49）その経過については，J. C. Carr and W. Taplin : op. cit., pp. 534—537を参照

50）高橋哲雄：前掲，173頁

51）第二次大戦後の「国有化」は，基本的には独占資本の蓄積を補強するものとして要請され現実にもそのような役割を果たしてきたが，他方では労働運動，社会主

義運動の「国有化」問題への介入も無視されえない。戦時中に労働組合会議(Trade Union Congress)の組合員数が大幅に増大したのみならず，1945年には，炭鉱労働者において「独立した地方組合の連合体」から単一の全国炭鉱労働組合(National Union of Miners)への再編が行われ，また鉄道の3つの労働組合が，1943年に統一行動のための共同闘争委員会を結成するなどの組織の再編が進展するとともに，他方では，1941年9月に反ファシズム連合戦線の一翼として英ソ労働組合委員会(Anglo-Soviet Trade Union Committee)が設立され，Black Circular〔＝共産主義者の組合役員追放〕が廃止されたことなどは下部労働者の政治意識の変化を反映するものであった。G. W. Ross は，戦争の影響について,「戦争は他の広範な領域に関して大きな影響を与えた。友情，協同，使命についての国民感情，戦時の強制的集産主義は,『戦時急進主義 war radicalism』とたくみに呼ばれた知的な社会的風土を創り出した」(G. W. Ross : *The Nationalization of Steel*, 1965, p. 26)と述べているが，このような情勢を背景に，TUCは1944年のブラックプール大会において「戦後再建に関する中間報告(Interim Report on Post-War Reconstruction)」を作成し，戦後再建への労働組合の参加と主要産業の国有化を決議した。また，1945年の労働党政策綱領「未来に直面しよう(Let Us Face the Future)」において，国有化すべき産業のリストに鉄鋼業が含まれていたが，これは H. Morrison らの右派の反対を押し切って挿入されたものであることが注目される。

労働者階級は，戦争遂行という名目で大きな犠牲を強いられてきたが，戦時中の勢力拡大を基盤に，戦後において労働運動が大きく昂揚することが予想され，それに対し支配階級は，労働党の「社会主義」＝社会福祉・プラス・部分的国有化により労働者階級の要求を形式的に取りあげつつ危機克服を図ろうとしたのであった。こうして見ると，戦後のイギリス産業国有化は，独占資本の論理を貫徹させつつも，労働者階級への一定程度の譲歩としても評価されうるのであり，ある論者の表現をかりれば,「国民の精神的協力をかちえる上において，国有化は甚大な役割を演じたものということができる。なぜなら，国有化は理論上，私的利潤を排除し，労働と資本との対立の根源を切断するものだからである。戦後の混乱と荒廃の時代に，動力，運輸，その他の急所産業が国有化されたことは，国民経済の原動力の麻痺を防止する上に絶大な効果があったということができる。国有化の効果を精密に測定することは，むしろ今後の問題であって，終戦直後の効果としては，勤労階級の精神的協力を曲りなりにもかちえた点に求められるべきであろう」(阿部源一：『社会化発展史論』同文館，1954年，383頁)ということになる。

しかし，入江節次郎氏が，このような社会的＝政治的契機を重視して次のように述べられるのは問題であろう。即ち,「しかし，このような経済的な基盤(国際

収支危機と基幹産業の頽廃――引用者）のみで，直ちに戦後イギリスの産業国有化は必然性をもつに到ったのであろうか。否！何故かといえば，このような状態のもとにおける国家の干渉と国家資金への依存は，敢えて国有化を俟たずとも，戦後の日本がいわゆる経済再建策として遂行したような，基礎産業に対する重点融資……によっても，十二分にその目的を達成し得た筈だからである」として，社会的政治的契機を「戦後イギリス産業国有化必然性の基本的契機と敢て称する所以」を述べている（入江節次郎：「戦後英国産業国有化の分析視角――その1――」，同志社大『経済学論叢』第5巻第4号，49頁，52頁）。また，阿部源一氏も，「今や炭鉱労働組合はイギリス労働組合の代表的なものの一つであって，政治と経済とを左右する実力を獲得した。実に，この労働階級の成熟こそ，炭鉱国有化を推進した最大の要因であるとみなければならぬ」とされる（阿部源一：前掲，303頁）。

国有化に対する労働運動の介入を評価されることは正しいとしても，それを「基本的契機」，「最大の要因」と見なすことは無理であろう。戦後イギリスの国有化が「資本主義的国有化」として遂行され，基幹産業の「合理化」による独占資本の蓄積補強の役割を果たした以上，社会的，政治的契機を過大に評価することは出来ない。入江氏が「重点融資」によっても再建が可能であったと主張される点については，基本的には，イギリス資本主義の特殊対外寄生的な蓄積構造が，それ故に第二次大戦後の危機深化の中で急速な再建を要請し，「国有化」という最もラディカルな「合理化」形態を不可避ならしめた点が追求されるべきであろう。社会的，政治的契機は，そのような経済的契機に規定された中での，重要だが副次的な契機として評価されるべきである。

第二章　第二次大戦後の産業国有化政策

第一節　国有化産業の実態と役割

1945年の総選挙において，労働党は640議席中393議席を獲得し，英国史上始めて労働党の絶対多数をもって第三次労働党内閣が成立した。労働党はその公約である産業国有化政策の実行に着手したが，戦後国有化された産業とその日付は以下のとおりである。

1946，2，14，イングランド銀行法（The Bank of England Act）

1946，7，12，炭鉱業国有化法案（The Coal Industry Nationalization Act）

1946, 8, 1, 民間航空法 (Civil Aviation Act)

1946, 11, 16, 海外通信法 (The Cable and Wireless Act)

1947, 8, 6, 運輸法 (The Transport Act)

1947, 8, 13, 電力法 (The Electricity Act)

1948, 7, 30, ガス法 (The Gas Act)

1949, 11, 24, 鉄鋼法 (The Iron and Steel Act)

主要なものは以上であるが，その他として海外食料公社 (Overseas Food Corporation),植民地開発公社 (Colonial Development Corporation),原綿委員会 (Raw Cotton Commission) が設立された。

戦後国有化企業の経営管理形態としては，公共企業体 (Public Corporation) が採用され，大部分戦前の公共企業体の組織形態が引継がれているが，いくつかの点で新しい特徴をもっている。全国石炭庁 (National Coal Board) を例に具体的に見ると，最高管理機関として理事会があり，議長と8名の理事で構成されるが，彼らは炭鉱業国有化法第2条によれば「産業，商業または金融上の諸業務，応用科学，公務ないし労働者組織に関する広範な経験を有し，かつそれらの問題についてすぐれた能力を示したもので，十分な資格があると認められる者の中から動力大臣によって任命される[1)]」のであり，特定の利益集団を代表するものではない。労働組合役員が任命された時は，彼は組合を離れねばならず，組合代表として任命されるのではない。理事会は利益代表制を排して経営者職能主義をとり，経営の合理化をはかるとともに，管理的経営だけでなく執行的経営をもあわせ行なう権限をもっている。この点は戦後のフランスにおける国有化産業の管理形態と大きく異っている。

全国石炭庁の下部機構として，全国を9つの地方にわけ，それぞれに地方石炭庁 (Divisional Board) をおき，その下に48の地区 (Area) をわけて地区総支配人 (General Manager) をおく。中央からの指令はまっすぐ縦に流れる機能的・中央集権的構成をとっている。

労働者との関係では，賃金，労働条件などは理事会と労働組合の団体交渉により決定されるとともに,「雇用者の安全，健康，福祉の問題」など石炭庁

と雇用者の「共通利害関係事項」については合同協議（Joint Consultation）を行うことになっている。消費者の利害を守るものとして，中央には産業用石炭消費者評議会（Industrial Consumers' Council）と家庭用石炭消費者評議会（Domestic Coal Consumers' Council）があり，地方にもそれぞれの地方評議会がある。

燃料動力大臣との関係については，大臣は国家的利益に影響があると考える問題について「一般的性格の指令（direction of a general character)」を発することが出来るが，これは戦前の公共企業体にはなかったものであり，大臣による統制権が強化された一例と評価されている。大臣はその他に理事の任免，年次報告書や会計明細書の提出を求める権限を持っている。

財務管理の面では，公社は「良い年と悪い年を平均して(on an average of good and bad years)」[2]収支が数年間に均衡するよう義務づけられており，収入で償われるべき支出項目には通常の営業費のみならず，利子，一般積立金への繰入れ額，減価償却費，資本償還準備金などが含まれている。準備金については石炭庁の目的以外に使用することは出来ず，大臣の指令があった時にはそれに従わなければならない。

このように，戦前の公共企業体と比較した場合,「一般的性格の指令」や準備金に対する大臣の指令など，形式的に見れば大臣の統制が強化された点が注目されるが,「一般的性格の指令」もほとんど行使されず，実質的な経営は公共企業体の「自主性」にまかされている。その他の国有化産業の場合には，全国石炭庁と比べて中央集権的色彩が弱められ，地方分権化が強められているが基本的には同じである。[3]

以上国有産業の組織形態を見てきたが，戦後国有化が現実にいかなる役割を果たしたかが次の問題となる。それが，イギリス資本主義の構造的危機に規定され,「合理化」の最高形態として独占資本により要請されたものである以上，独占支配体制の再編，強化に利用されることになったが，以下その具体的発現として国有産業の補償，管理機構，賃金，価格，利潤，投資を見た上で総体的評価を与えよう。

(1) 補　償

補償額を決定する基準としては，石炭業の場合には1939年6月における石炭業の定期的算定成績を基準に「炭業価値（Coal Industry Value)」即ち石炭業における利用価値を決定し，それに含まれないものを「補助価値(Value for Subsidiary Purposes)」として算定することにより補償額が決定された。[4] 電力，鉄道などの場合には，一定期間における株式価格を基準として評価が行われたが，例えば鉄道及び運河の場合には，1946年11月の株式価格の平均または1945年総選挙前の半年間の最高価格が基準とされた。イングランド銀行の場合には，1945年3月31日までの20年間にイングランド銀行株式に支払われた年平均配当額に等しい利子を保障するような額が支払われることになったが，20年間の平均配当率は1割2分に対し，補償公債は3分利付であるから，1453万ポンドの株式資本に対し，5821万2千ポンドの補償が行われた。各産業における補償額は次のとおりである。[5]

イングランド銀行――5821万2千ポンド

運輸――12億1700万ポンド

電力――5億4000　〃

石炭――3億8800　〃（炭業価値は1億6466万ポンド）

ガス――2億6500　〃

鉄鋼――2億4400　〃

石炭の場合には，補償は政府公債により行われたが，1945年7月以降の資本支出や，補償に対する利子支払の代りとして移転後2年間の収益支払などは現金で行われ（1955年までに5000万ポンド)，補償に不満な場合の異議申し立て機構を用意するなど旧所有者に対する優偶措置をとった。[6]

石炭業以外については，政府公債ではなくそれぞれの公社が発行する公社債券により補償が行われたが，そのために発行された特別国有化補償公債は21億5100万ポンドの巨額にのぼり，これに対する利子支払はそれぞれの産業の収益からなされることが義務づけられており，国有産業の赤字の大きな原因となっている。陳腐化した設備に対し高額の補償を支払った石炭業，鉄道

業の場合，利子支払はとりわけ大きな負担になっており，例えば運輸委員会（British Transport Commission）は1953年において34万１千台の陳腐化して使用不能の貨車を背負いこまされていたといわれる。[7)]

戦後国有化に肯定的評価を与える関嘉彦氏も「株式価格が騰貴している時の株式の市場価格を基準として」[8)]補償額が決定されたと述べているように，完全補償を通りこして過剰補償が行われたが，これにより石炭，鉄道という衰退産業の旧所有者は，半ば破産した産業に対し巨額の補償金を受取り，より有利な投資領域に進出していっており，例えば炭鉱資本はその補償金により強力な投資トラストとなり金融力を強化していっている。[9)]また，鉄鋼独占にとっては，その所有する炭鉱資産に対する補償（3500万ポンド）及び関連炭鉱会社への補償金が，戦後の鉄鋼近代化投資の重要な資金源泉となった。[10)]

旧所有者にとっては，国有化により所得の形態が配当から利子に変わっただけであり，完全補償を結節として依然として労働者から剰余価値を搾取している。「旧炭鉱主の資本家たちに1200万ポンド（補償公債に対する年間利子――引用者）を支払うということは，炭鉱労働者１人１人が，『国有化』にもかかわらず……いまでも１年のうち１カ月はまるまる旧炭鉱主のために労働しているということを意味している」[11)]。労働党指導部は，国有化により所得の平等化を達成するというが，現実には金利生活者への「優先支払」により分配の不平等を拡張しており，[12)]この金利生活者層への分配の増大の中に，「国有化が寄生虫的生活に新たな寿命を与えている」事実が端的に示されている。[13)]

(2)　管理機構，賃金

既に見たように，国有化産業の理事会メンバーは産業，金融，労働などの問題について能力と経験をもつものから選ばれるが，労働党，ＴＵＣ指導部は労働者の経営参加という理念をみずから放棄することにより，国有化産業の経営を独占資本代表の手に渡すことになった。[14)]理事会には労働組合出身者もいるが，数的に少ないだけでなく，労組代表として任命されたものではない。更に問題なのは，彼らは一般に理事会で労務管理を担当し，労働者の要求を抑える役割を果たしていることである。

表13　出身別の公社理事（1958）

総数	272
会社重役	106
専任職員	5
官吏	15
労組，協組，労働党	47
経営者	71
地主	9
大学，婦人奉仕団	19

Source　Universities and Left Review. 3rd issue, winter, 1958, p. 45

理事会メンバーを見ると，272名の理事のうち，177名が経営者，会社重役で占められ，労組，協組，労働党は47名にすぎない。1949年における全国石炭庁の理事会メンバーを見ると，議長は Lord Viscount Hyndley（石炭会社 Powell Duffryn 取締役），その他に Sir Geoffrey Heyworth（Unilever 会頭），Sir Godfrey Mitchell（機械会社 George Wimpey 会頭），J. H. Hambro（Hambros Bank 重役）など会社重役，官僚が大部分を占めている。[15]

労使合同協議会について G. D. H. Cole は，経営参加に代るものとして積極的に評価するが，[16] それは執行的性格のものではなく，単なる諮問的役割を果たすにすぎない。しかも，現実の機能を見れば，それが取扱う問題は安全，福祉などに限られ，単なる協議機関であるため，労働者の意見を無視しても行動できるものである以上，積極的評価は問題である。イギリス国有化産業における労働関係の実態調査を行った S. D. Spero は合同協議について次のように報告している。「いくつかの産業の労働組合が，協議について述べている最も重大な批判の一つは，協議は，協議というよりもむしろ単なる通知の手続きにすぎないものとなることが多い，ということである。従業員側のスポークスマンは，政策形成の初期の段階で効果的な協議がおこなわれなければならない，という申立てを何回もおこなっている。彼らは，管理者側の協議機関の利用がおそきにすぎ，管理者側の考えがすでに具体化し，そ

の考えを変えさせることの困難な政策を提示することが極めて多い，という不平を述べている[17]」。

消費者の利害を守る機構として消費者評議会が設けられており，例えば，産業用石炭消費者評議会は，石炭庁代表，産業用石炭消費者代表，石炭販売業者代表により構成され，家庭用石炭消費者評議会は，石炭庁代表，家庭用石炭消費者代表，石炭販売業者代表により構成されている。その機能は，消費者からの陳情を受理して報告書を大臣に提出し，大臣からの諮問事項を討議して大臣に報告することにあるが，その構成員は上に見るように私的産業及び石炭販売会社代表が多数を占め，一般消費者の利害が反映されることはほとんどないといわれる[18]。

この点はマルクス主義者の H. Fagan だけでなく[19]，自由主義的立場の R. Kelf-Cohen も戦後の国有化が消費者の利害を犠牲にしてきたとして，「巨大な法的独占体の将来の決定者は消費者であるということが，国有化が学びうる最も重要な教訓である[20]」と述べている。

このように，国有産業の管理機構においては，独占資本代表による直接支配＝経営者職能主義が行われ，労働者，消費者の利害を守る役割を持つといわれる合同協議会，消費者評議会は何ら実質的な権限を持たず，一部論者のいうような，公社における「民主化原理」なるものは実質的には存在しないといわねばならない。

次に賃金，労働条件について見よう。国有化以後，坑夫の賃金は大きく上昇し，産業の中で最高ランクに位置するようになった。しかし，坑夫賃金の改善は国有化そのものによりもたらされたものというより，戦後のNUMの強化，労働力不足による石炭危機によりもたらされたものであり，しかもその中には大きな賃金格差を内包していた[21]。1951年には大量の職場離脱と石炭危機を背景に大幅な賃金引上げが行われたが，その後上昇は行詰り，1958年以後の「エネルギー革命」による石炭斜陽化とともに合理化，低賃金政策が強化されていった。表14によれば，1952——59年の収入増加率は坑夫——33％で，全産業平均——51.5％よりかなり低くなっている。

表14 男子賃金(1952.10～1959.10)

	収入増加率 (%)	産業収入指数
紙，印刷	64	119
車輛	58	112
化学	56	101
全産業	51.5	100
電気	50	95
ガス	43	91
電車，バス	50	90
石炭	33	122

Source, J. Hughes : op. cit., p. 16

運輸，ガス，電力では，絶対額，収入増加率とも産業平均より低く，収入指数は，全産業＝100として，電気＝95，ガス＝91，電車，バス＝90であり，収入増加率でも産業平均＝51.5%より低くなっている。

国有化当初は，国有化に対する期待から労働争議による喪失石炭トン数は低かったが，その後増大し，1947年には164万トン，1949年には126万トンと，私有下におけるそれより大きい数字を示している。欠勤率は非常に大きな数字を示し，争議件数は産業全体の半分以上を占めている。これは，国有

表15 石炭業における争議，欠勤

	争議件数		争議による喪失石炭	欠勤率
	全産業	石炭業	(千トン)	(%)
1945	2,293	1,319	956	16.3
1946	2,205	1,339	770	16.0
1947	1,721	1,066	1,644	12.4
1948	1,759	1,125	900	11.7
1949	1,426	879	1,266	12.3
1950	1,339	861	852	12.0
1951	1,719	1,067	803	12.2
1952	1,714	1,226	1,363	12.1

Source, *Annual Abstract of Statistics*, No. 88. 1938-1950. p. 129, No. 97. 1960. p. 128.
Ministry of Feul and Power : *Statistical Digest*, 1952, p. 28

化に対する労働者の期待が幻滅に終ったことを示しており，労働条件の悪さを間接的に示すものである。「労働党が『労働者自身の政府』として政権を担当していた間，国有産業の従業員が自制した形跡はまったくみられなかった」[22]。

H. A. Clegg が「補償利子を支払い，『数年を通じて』収支を償うよう義務づけられ，しかも低価格政策に従うよう要請されるかぎり，国有部門が（労賃その他の労働関係諸問題で）私企業より優位に立つことはなかなか出来ない」[23]と述べ，また H. Gaitskell が「国有化の目的は，社会の他の部分の利害と関係なしに当該産業労働者の直接的利益をもたらすことであるという考え方は捨て去るべきである」[24]と述べる時，独占資本にとっての，対労働者における国有化の意味が明白になる。「社会の他の部分」との利害対立において国有産業労働者の賃金を論ずることにより賃金引上げを拒否し，「公共性」の名の下に労働者の闘争を抑制せんとするものであり[25]，それに対して労働組合指導部は，賃金抑制政策に協力する代りに交渉，決定を中央に集中することにより自己の権限強化をはかり，1960年代に入ってからは所得政策の導入に積極的に協力していった。このような指導部に対する下部労働者の反発が，非公認ストの瀕発，中央交渉とは別の職場交渉による賃上げの獲得であり，「全国的レベルでの賃金抑制に炭坑での抑制はついていかなかった」[26]。

(3)　価格，利潤，投資

国有産業の価格政策については，数年間を平均して収支を均衡させるという「収支適合原則」が義務づけられており，公共企業体の「非営利性」「公共性」として低価格政策の支柱となっている。例えば，炭鉱国有化法においては，「良い年と悪い年を平均して数年間のうちに収支が償うように経営する」[27]よう規定されている。これは，「長期的損失を避けうる限度内で低価格政策が行なわれ，この低価格政策の制約内で労働能率を向上せしめることにより公共企業体の資本蓄積を促進」[28]することを意味しているが，現実には独占資本の低価格要求により[29]，赤字補塡のための価格引上げさえ政府により拒否され，大きな赤字の原因となっている。例えば，全国石炭庁は需要が多い時に石炭輸出を抑制され利潤形成を阻止されただけでなく，逆に高価な外国石炭を輸

入し，低価格で国内産業に提供することにより，1956年までに6000万ポンドの損失をこうむり，1947年には政府の価格引上げ拒否により累積赤字の解消を不可能とされた。

石炭の場合，赤字が大きいのは1947年と1955年であるが，1947年にはトン当り全コスト——41シリング3ペンスに対しトン当り収入——40シリング3ペンスであり，トン当りシ1リングの損失をもって石炭が販売されていたのであり，1955年の場合には輸入石炭による損失が原因となっている。[30)]

G. C. Allen によれば，1951年の石炭生産2億1200万トンのうち，100万トンは40シリングの，700万トンは24シリングの，1200万トンは20シリングの損失をもって販売されていたとわいれ，[31)] また，ダーラム炭鉱の高性能コークス炭は一貫して損失を出しながら鉄鋼業に販売されており，このような石炭の低価格供給は，鉄鋼の低価格と鋼材消費産業における輸出拡大に大きな役割を果たしてきた。1930＝100とする石炭価格は，1946年——198.1から1953年——319.7へ121.6上昇しているが，同期間に全商品平均では150.7の上昇であり，[32)] 国内的に低かっただけでなく，国際比較においても，1950年前後においてイギリスの石炭価格はヨーロッパで最も低く，1955年においてもそれは維持されている。[33)] 電力の場合には上昇率は更に低く，1948——59年の間に電力価格はわずかに34％上昇しただけであった。[34)]

価格政策においては，低価格供給とともに差別価格が問題になるが，例えば，1950年における単位当り電力価格は，家庭用——1.352ペンスに対し，産業用——0.948ペンスであり，[35)] ガスにおいてもサーム当り平均収入は家庭

表16 需要別ガス販売収入

	販売（百万サーム）		販売収入（百万ポンド）		サームに当り収入（ペンス）	
	産業用	家庭用	産業用	家庭用	産業用	家庭用
1950	590	1,391	23.4	85.8	9.51	14.8
1953	659	1,347	33.5	104.6	12.20	18.63
1956	750	1,328	44.5	123.5	14.24	22.31

Source, R. Kelf-Cohen : *Nationalization in Britain. The End of a Dogma.* 1961, p. 367

用——14.8ペンス，産業用——9.51ペンスとなっている。差別価格は，「国家的独占を基礎とした独占価格の一形態[36]」であり，産業には低価格で供給しつつ，一般消費者の犠牲で公共企業体の利潤を確保し資本蓄積を進めるメカニズムである[37]。

「合理化」による搾取強化と差別価格による一般消費者からの収奪とにより，私的独占への低価格供給を確保することが公共企業体の価格政策の基本をなすが，それと同時に低価格——低利潤を口実に労働者の賃金要求を効果的に抑制する機能をも果たしていることが注意されねばならない。全国坑夫組合は，炭価の適正な市場価格水準への引上げを要求しているが[38]，これに対し政府が拒否する一つの大きな理由は，増大する利潤に対応する坑夫の賃金引上げ要求にあったのであり，この点については Ridley 委員会も確認している[39]。

次に国有化産業の利潤について見よう。国有化の反対者は，国有産業が大きな赤字を出したことを理由に，国有化の非能率，失敗をいうが，これは利子，役員報酬，減価償却などを支払った後の数字をあげての非難であり，現実には国有産業はかなりの利潤をあげている。石炭業においては，1947——53年の間に1億2500万ポンドの営業利益をあげており，赤字の原因は1億900万ポンドにのぼる利子支払である。国有産業全体の総利潤と利子は表18のとおりであり，総利潤の40——50％が利子支払にあてられている。国有の下での利子支払と私有下の利潤を比較してみると，1927——38年間の炭鉱利潤は総額4790万ポンドであるのに対し，1947——58年間の国有下における利子支払は2億2160万ポンドであり，その間における貨幣価値変動を考慮しても尨大

表17　石炭業の純損益　（百万ポンド）

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
営業利益	−6.2	17.5	31.1	26.5	24.0	8.7	23.8
輸入石炭	1.7			0.3	5.5	1.2	1.1
利子	15.1	15.6	13.2	14.5	14.5	14.5	16.5
税金，その他	0.3	0.2	8.4	3.4	5.8	1.2	2.2
純損益	−23.3	1.7	9.5	8.3	−1.8	−8.2	0.5

Source, National Coal Board : *Report and Account for* 1955. p. 2

表18 公社の総利潤と利子　　(百万ポンド)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
A. 総利潤	115	154	194	256	272	316	345	306
B. 利子	58	86	91	106	118	134	148	162
B/A (%)	50	56	47	41	43	42	43	53

Source, *Annual Abstract of Statistics*, 1957. p. 252, 254 より作成

な額であった。[40)]

このように，低価格政策と利子支払により国有企業の利潤率は極めて低かったが，大規模な投資により生産性は大きく上昇し，戦後イギリス経済再建の拠点としての役割を果たした。製造業の総固定投資に占める国有産業の比率は50——60%を占め，1954年以降戦後復興の終了とともにその比重を低下させていくが，依然として高い水準を維持している。

表19 イギリスにおける総固定投資 (百万ポンド)

	全製造業(A)	国有化産業(B)	B/A (%)
1948	350	186	53.4
1949	399	221	55.4
1950	467	241	51.6
1951	542	261	48.2
1952	583	285	48.9
1953	581	336	57.8
1954	609	400	65.7
1955	723	452	62.5
1956	864	470	54.4

Source, *National Income and Expenditure*, 1958. Table, 60

石炭業においては，炭鉱資本の技術問題の放置と戦後の石炭危機により，1950年まで長期的組織化にはほとんど手が回らず，小規模な短期計画による現存生産能力の維持が全投資の¾を占めていた。1950年以降，長期計画が本格的に始まったが，その成果はすぐには現われず，既存設備の効率的利用の限界と労働力不足のため，1953年，1955年には前年生産高を下回った。しか

し，全般的には，労働力の傾向的減少にも拘らず生産高は漸次増大し，1957年には1646年に比べて23％の生産増加となっている。それとともに生産性も大きく上昇し，１人１交替当り生産高について見れば，戦前の最高は1936年の1.18トンであり，その後1941年――1.07，1944年――1.00と低下していたが，1958年には1.26トンで1946年に対し22％の上昇を示している。採掘労働者で見れば，1946年――2.76トンに対し，1958年――3.52トンで28％の上昇である。

表20　国有化後のイギリス石炭業

	生産高（百万トン）	労働者数（千人）	1人1交替当り生産高（トン）	機械化率（％） 採炭	運搬
1920	230.0	1,227	0.72	13.2	14.0(1929)
1933	207.0	772	1.12	42.4	30.0
1947	196.8	711	1.07		
1948	208.5	724	1.10		
1949	215.1	720	1.16	77.5	82.0
1950	216.3	697	1.19		
1951	222.3	699	1.21		
1952	224.8	716	1.19		
1953	223.5	713	1.22	82.3	88.2
1954	223.6	707	1.23		
1955	221.6	704	1.22	86.0	91.4
1956	222.0	703	1.23		
1957	223.6	710	1.23		
1958	215.8	699	1.26		

Source, D. L. Burn(ed.) : *The Structure of British Industry*, Vol. I, p. 117, R. Kelf-Cohen : *Nationalization in Britain*, p. 49, W. A. Robson : *Nationalized Industry and Public Ownership*. pp. 438-9

このような生産性の上昇は，採炭，運搬の機械化，動力機関の合理化によるものであり，機械化率を見ると，1949年において採炭――77.5％，運搬――82.0％に対し，1955年にはそれぞれ86.0％，91.4％に増大している。このような生産性上昇により，労賃の上昇にも拘らず，トン当り労賃コストの全コストに占める比率は，1947年の67.5％から1956年には60.4まで低下しており，

この基礎上にはじめて石炭の低価格政策が可能とされたといってよいであろう。[41)]

電力においては，公共企業体のうち最大の投資が行われ，1954年には年間2億ポンド，工業部門投資の19%を占めている。国有化の最初の10年間に生産は124%増大し，1人当り電力消費量は2倍になった。私企業の下では不可能とされた農村電化を進め，巨額の利子支払にも拘らず収益をあげ，能率の点でも利潤の点でも成果をあげている。

投資財源については，1956年までは石炭庁を除いて債券発行による調達が中心であり，1950年——50%，1955年——53%である。同年に未配分所得（減価償却，内部留保）はそれぞれ36%，26%，中央政府借入が9%，20%であった。この政府保証債は，まず政府関係機関がその大部分を引受け，後に証券取引所を通じて市中に売却するが，政府はこの引受けのための資金を大蔵省証券の発行によってまかなわなければならず，国の公債操作に圧迫を加えることになった。[42)] このため，1956年以降は債券発行から国庫融資にその中心が移され，1956年には債券発行——4%，未配分所得——38%，中央政府借入——53%となった。

表21　公社の固定資本形成と資金調達（百万ポンド）

	粗固定資本形成	未配分所得	中央政府借入	証券発行
1947	42	11	41	15
1948	180	59	63	109
1949	264	84	16	73
1950	288	118	29	163
1951	359	143	61	135
1952	409	143	73	228
1953	481	174	38	219
1954	522	208	100	205
1955	562	180	142	367
1956	590	190	267	21

Source. *National Income and Expenditure*, 1953, 1957

国庫融資制度は当初2年間の枠で貸出可能額7億ポンドに限定されていたが，その後制度の恒久化と貸出枠の拡大が行われ，それにともなって「画線下 below the line」支出における国有産業への融資が急速に拡大し，その70——80％を占めるにいたった。「画線下」支出の財源は「画線上」の剰余，即ち租税収入の剰余・プラス・公債発行であり，それが公債累積と借換え政策により行詰っている段階では，公社の投資財源は大きな制約を受けざるをえない。私的独占の蓄積補強というその本来的任務からして低価格政策を放棄しえない以上，財源確保の手段は「合理化」，差別価格の強化による自己の蓄積確保という方向に向かわざるをえない。この意味で，1961年の「国有産業の財政的及び経済的義務（The Financial and Economic Obligations of the Nationalized Industries)」という白書において，国有産業の「営利性」が重視され，一般的に，減価償却後に資産の6——8％の収益率が目標として設定され，また「数年を平均して」収支を適合させる義務は，「5年以内に損失を補塡[43]」しなければならないとされたことは注目に値する。

(4) 小　括

第二次大戦後イギリスにおいて国有化された産業は，石炭，電力，ガス，運輸，鉄鋼であるが，電力，ガスは集中的・能率的供給を必要とする「公益事業」として成立当初から統制を受け，第2次大戦前にかなりの部分が公有下にあったものであり，その生産拡大は別として，国有化により根本的変革を受けたものとはいえない。石炭，運輸については，両大戦間に衰退，腐朽を示し，「再建と機械化の進展のためにはきわめて大規模な支出計画が必要であり，このための資金調達は国家によってのみ達成されるものであるとして，国有化の必要性が一般に認められていた[44]」のであり，独占資本の側からの抵抗はまったくなかっただけでなく，ＩＣＩ会頭マックゴーヴァン卿は次のような理由から石炭国有化を積極的に支持した。「石炭産業を国有化する必要があったか，とたずねる人があるかもしれない。私は躊躇なく答える。『そうだ，その必要があった』と。しかもその理由は，石炭産業はさいきん50年間にわたって政治問題となってきたからである。もし保守党が1945年に政権をにぎ

っていて，石炭産業が国有化されなかったとすればわれわれは，今日よりも一週に100万トンも少ない石炭を入手することになったであろう[45]」。鉄鋼の場合には，後に見るように独占資本の抵抗に対して，下部労働者，労働党左派党員の圧力により一応国有化されたが，保守党の政権復帰とともに国有解除され，実質的活動期間はわずか9カ月にすぎなかった。

このように，戦後イギリスで国有化された産業の範囲は，基本的には，経済再建のため独占資本にとって国有化することが必要であった産業に限定されており，その管理機構も独占資本の代表が圧倒的地位を確保し，労働者の経営参加を拒否することにより，国産産業を自己の利害において運営する体制を整備した。

まず第1に，完全補償により旧所有者の所得を配当から利子に変えつつ搾取を維持すると同時に補償金をもってより有利な投資領域に進出することを可能ならしめ，第2に，低価格政策により国有産業から安価な財，サービスを引出すことにより剰余価値の配分替えを行う。

他方で，第1に差別価格により一般消費者から収奪し，第2に「公共性」の名の下に国有産業労働者の賃金引上げを抑制し，第3に独立採算制の強化により「合理化」を促進する，即ち，鉄道と道路輸送，石炭と石油を競争させ，また石炭業内部においても，各地区に独立採算制を導入することにより「合理化」を遂行し，国有企業の蓄積を確保していく。全国鉱夫組合は次のように政府の政策を批判していう。「国有化の最初の10年間を通して，政府は石炭庁を一つの公共的サービスとして扱った。……しかし，最近3年間に情勢は変わった。石炭需要が落ちたので，石炭庁は他の燃料産業とりわけ石油業と競争するよう説得されている。条件が石炭庁にとって良い時には商業的経営として行動することを妨げられたにも拘らず，条件が良くない時に何らの財政的準備も過渡的期間もなしに，石炭庁は一つの商業的経営として行動するよう期待されているのである[46]」。

国有産業の「合理化」により，燃料，輸送部門の脆弱性を補強するとともに，それを基盤として輸出拡大に一定の成果をあげている。商品別輸出構成

表22　商品別輸出構成　（%）

	金属	機械	繊維	化学	車輌・航空機	石炭・石油
1929	8.1	9.4	22.8	3.3	6.1	5.8
1935	7.7	11.9	18.9	4.3	5.9	6.7
1955	12.4	22.3	10.6	8.1	15.2	4.8
1956	13.9	22.5	9.2	7.8	16.6	5.1
1957	14.2	23.5	9.0	8.1	16.3	4.6
1958	13.3	24.4	7.9	8.3	18.3	4.1

Source, *Annual Statement of the Trade of the United Kingdom*. *Annual Abstract of Statistics*, No. 97. 1960. p. 212

を見ると，1929年と1958年を比較すれば，機械は9.4％→24.4％へ，車輌，航空機は6.1％→18.3％へと増大したのに対し，繊維は22.8％→7.9％へと低下しており，機械，車輌，航空機を中心とする輸出拡大が遂行されているが，これは燃料，輸送の脆弱部門の「国有化」による「近代化」という事実を前提してはじめて可能であった。鉄道貨物の約60％は石炭，コークスであり，石炭の17％が電力（産業需要の⅓），6％が鉄鋼，機械，そして，電力

表23　鉄道貨物輸送（百万トン）

	1951年	1956年
合計	284.8	277.0
石炭	169.4	168.2

Source, *Annual Abstract of Statistics*. No. 97, 1960, p. 194

表24　石炭の国内消費（百万トン）

	1951年	1956年
合計	207.8	218.4
電気	35.4	45.6
ガス	27.4	27.8
鉄道	14.1	12.1
鉄鋼	7.8	6.1
機械	3.3	3.4

Source, *Aunual Abstract of Statistics*. No. 97, 1960 p. 134

表25　ガス，電力の使用燃料　（トン）

	1951年		1956年	
	ガス	電力	ガス	電力
石炭	27,203	35,261	27,881	45,635
石油	496	117	482	429

Source, *Annual Abstract of Statistics* No. 97, 1960, p. 142

表26　電力の産業需要 1956年　（百万kw/h）

化学	54.4
鉄鋼	43.0
機械	24.0
織物，皮革	12.6
食料，飲料，タバコ	6.3
製紙	40.5
その他	8.0

Source, *Monthly Digest of Statistics*, Dec. 1957, p. 33

表27　完成鋼の産業別消費　（千トン）

	1924		1949		増加率
造船	925	19.0%	925	9.0%	0.0%
建築	670	13.7	1,350	13.1	101.5
機械	780	16.0	2,340	22.8	200.0
電機	100	2.1	565	5.5	465.0
自動車，航空機	187	3.8	1,045	10.2	458.5
鉄道	600	12.3	850	8.3	41.7
ワイヤー製造	300	6.2	685	6.7	128.3
その他					
合計	4,875	100.0	10,270	100.0	110.7

Source, P. W. S. Andrews and E. Brunner : *Capital Development in Steel*, 1952, p. 96

の産業需要は化学，機械，鉄鋼で60％以上を占めている。また，鉄鋼の産業別需要を見ると，機械，自動車，航空機で40％を占めている。かくて，鉄道——石炭——電力，ガス——〔鉄鋼——機械，自動車，航空機〕という系列

において国有産業が私的独占の蓄積を補強し，機械，自動車，航空機，金属を中心とする輸出拡大の課題を果たしていることが確認されよう。〔補注〕

≪補注≫

第二次大戦後のフランスの産業国有化との比較について若干触れておきたい。

フランスにおける国有化の範囲は次のとおりである。

1945，1，16，ルノー自動車工場
〃　6，26，航空運輸
〃　12，2，フランス銀行，4大預金銀行
1946，4，8，電力，ガス
〃　4，25，保険会社
〃　5，17，石炭

石炭，電力，ガスの場合には，零細企業を除いて産業全体が国有化され，統一的に運営されるようになったが，銀行の場合には，国有銀行は全国預金残高の50％を占め，国家がその全株式を保有するが，各行とも株式会社としての定款を持ち，営利事業としての性格を維持している。

イギリスと比較してフランスの国有化に特徴的なことは，(1)補償問題については，ルノー工場，一部新聞が対敵協力者として無償没収されたこと，(2)経営形態については，国家，消費者，労働者代表による共同管理が支配的で，当初においては労働者代表による共同管理が支配的で労働者代表の勢力が大きかったこと，例えば石炭業の全国機関 Charbonages de France のメンバー18名のうち12名が労働総同盟 CGT の役員であり，その総裁は CGT 鉱山労働者同盟書記長 Victorin Duguet であった，(3)イギリスの国有化が5年間を必要としたのに対し，わずか6カ月で主要な国有化が完了したこと。

フランスの国有化を研究する場合，「高利貸的帝国主義」と規定されたその蓄積構造が基底に措えられねばならないが，他方では労働運動，社会主義運動の介入がイギリスと比較にならない程重要な役割を演じていることが無視されてはならない。上記の3つの特徴は，戦後再建の緊急性という経済的要因よりも，むしろ階級間の力関係による資本の譲歩として把握すべきであろう。だからこそ，戦後再建の進展，独占資本の勢力回復と共に，国有化の形態，内容における変更が不可避であったのであり，1953年を境に，管理委員会からの CGT 代表の追放，それに代る独占資本代表の任命，政府監督官への拒否権付与により，従来の労働者管理的色彩から一転して国家統制的色彩を強くしていったが，その背景には，「人民代表により行使される権力と経営者により行使される権力の間に明確な均衡のない国においては，官僚の役割を制限することは困難である」(M. Einaudi and others : *Nationalization in France and Italy*, 1945, p. 7）という特殊フランス的要素があった。

このような政治情勢の基底には，フランス資本主義の蓄積構造の特殊性があるが，新田俊三氏は次のように把握される。「フランスの金融資本が本国の再生産構造から切断された形で存在し，寄生的な性格をもっていたこと」，「主要産業は規模の比較的低位な軽工業(奢侈財あるいは繊維産業)を基軸とし，これら製品を先進諸国の重化学製品と引き換えるというパターンをとった」という事実の中に，両大戦間のフランスの停滞の原因を求め，「戦後のフランス資本主義の再建は，国家の手で，フランス内外の資金をフランスで生産力化するという方向にその特色を求めることができよう。フランス資本主義は，国家の機能を通じて，戦前の再生産構造から脱却し，国家独占資本主義へと構造変化を遂げていく」とし，その政策手段として国有化とりわけフランス銀行と4大預金銀行の国有化を積極的に位置づけている。(新田俊三「フランスの『経済計画』と国有企業」，『唯物史観』第1号，148頁)

フランス資本主義の「高利貸性」の基礎は，一般に，軽工業とりわけ繊維中心の産業構造，それに規定されての銀行と産業の結合の弱体性，プチブル層の蓄財を主要財源とする遊休貨幣の動員という特殊フランス的要因に求められているが，しかしながら第一次大戦後におけるその変化を確認することが必要であろう。

1914年の流動資産は1130億金フランであったが，1924年には600 —— 700億紙幣フラン，即ち1914年金フランに換算して150 —— 180億金フランになり，「固定収入保有者層はインフレーションと物価騰貴でその財産の85%を失った」と同時に，「戦後の数年間の通貨事情の攪乱は脆弱な企業を窮地に追い込み，強力で抵抗力のある企業がそれを吸収することを可能にし，集中を大いに助長した」のであり，雇用労働者数1000人以上，とりわけ5000人以上の大企業の急速な増加があった (G. Dupeux : La Société Francaise, 1789——1960, 井上幸治監訳『フランス社会史，1789——1960』東洋経済新報社，昭和43年，201—5頁)。

産業別生産指数を見ると，1913年を100として，1930年には繊維——85に対し，自動車——637，ゴム——896，機械——157であり，生産の国際比較においても1920年代にはドイツ，イギリスより大きな増大テンポを示している。(A. Sauvy : Histoire Economique de la France entre les Deux Guerres, 1965, pp. 465—70)。

このように，「高利貸性」——腐朽，停滞という論理の一面的拡張によっては，両大戦間のフランス資本主義は正しく把握されえないのであり，具体的事実に基づいた「高利貸的帝国主義」の規定が必要であろう。それを基礎に，イギリスとフランスの蓄積構造の異質性と同一性，それが労働運動及び戦後国有化に与えた影響についての比較，総体的評価が重要な問題としてあるが今後の課題としたい。(佐々木建：「第二次大戦前におけるフランス資本主義の分析視角」，大阪市大『経営研究』20周年記念論文集上巻，「フランス金融資本成立過程をめぐる諸問題」『経営研究』第104，105，106合併号，中野広策：「フランス金融資本の変質過程と近代化計画」，『東京教育大経済学論集』第4号，R. Fossaert : L'Avenir du Capitalisme, 1961, A. Sauvy : op. cit., R.

Cameron (ed) : Essays in French Economic History. 1970, フランスの国有化問題については, M. Einaudi and others : op.cit., Traite Marxiste D′ Economie Politique : Le Capitalisme Monopoliste D′ Etat. 1971, B. Chenot : Entreprises Nationalisées, 1967, 長谷川公昭訳『フランスの国有企業』白水社, 西川良一：「フランス経済計画の成立基盤としての国有化」同志社大『社会科学』Vol. I, No. 2, 平実：「フランスにおける国有化企業と公私混合企業」大阪市大『経済学雑誌』第53巻第2号を参照)。

第二節　鉄鋼国有化の特殊性

私有――国有――国有解除の変遷

第二次大戦後のイギリス鉄鋼業は, 1946年5月のイギリス鉄鋼連盟の「鉄鋼業近代化及び開発計画 (Iron and steel Industry's Modernization and Development Plan)」により出発を与えられた。設備の近代化を遂行し, 需要に見合った生産能力の確保が基本的政策として設定されたが, 現実には, 過剰生産能力を恐れて需要を過少に見積り,「修善 (patching) が連盟の戦後計画の支配的パターン[47]」であった。かねてから問題とされてきた輸入鉱石, スクラップ依存体制, 国内鉱床地帯への立地移転の停滞はそのまま維持されたが, これは旧地域に利害を持つ大鉄鋼資本の利益を温存するものであり, 低コスト生産が期待される国内鉱床地帯への立地は阻止された[48]。

しかし, 第二次大戦後, 鉄鋼業においてはかなりの資本投下が行われ, 1948年――3200万ポンドから1951年――5400万ポンドへ増大した。1937年の投資が1300万ポンドであったのと比較すればかなりの額である。生産の集中について見れば, 1952年において, 100万トン以上の鋼塊を生産する6社が合計950万トンで全産出高の58%を生産し, 50――100万トンの5社が合計300

表28　鉄鋼業における投資（百万ポンド）

1948	32
1949	42
1950	49
1951	54
1952	54
1953	52
1954	60
1955	72
1956	87

Source, D. L. Burn : *The Structure of British Industry*. Vol. I. p. 291

万トン，全産出高の18%で，両者を合わせて11社が産出高の76%を占め，かなり高い集中度を示している。[49]

表29　鉄鋼業における諸指標

	生産（百万トン）		輸出	1人当り年間生産
	銑鉄	鋼	（百万トン）	（1948＝100）
1946	7.76	12.70	1.92	
1947	7.79	12.73	1.45	
1948	9.28	14.88	1.62	100
1949	9.50	15.55	1.96	100
1950	9.63	16.29	2.60	103
1951	9.67	15.64	2.13	107.5
1952	10.73	16.42	2.07	112
1953	11.18	17.61	2.20	114
1954	11.88	18.52	2.41	119
1955	12.47	19.80	2.79	127

Source, J. C. Carr & W. Taplin : op cit., p. 596 p. 604.
Iron and Steel Board : *Development in the Iron and Steel Industry. Spcial Report*, 1957, p. 86

表30　鉄鋼生産の国際比較　（百万トン）

	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス・ザール	ベルギー・ルクセンブルク
1937	13.2	51.4	19.8	10.3	6.4
1946	12.9	60.4	2.6	4.7	3.6
1947	12.9	77.0	3.1	6.4	4.6
1948	15.1	80.4	5.6	8.5	6.4
1949	15.8	70.7	9.2	10.9	6.2
1950	16.6	87.8	12.1	10.5	6.2
1951	15.9	95.4	13.5	12.4	8.1
1952	16.7	84.5	15.8	13.7	8.1
1953	17.9	101.3	15.4	12.7	8.3
1954	18.8	80.1	17.4	13.4	7.8
1937—54の増加率	42%	56%	—	30%	22%

Source, G. D. H. Cole : *The Post-War Condition of Britain*, 1956, p. 157

このような投資を背景に，銑鉄，鋼とも着実に生産を増大させ，鋼においては，1946年——1270万トンから1950年——1630万トンへ28%の増加を示し，1948年＝100とする年間1人当り生産指数も，1950＝103から1953＝114，1955＝127と大きく上昇した。国際的に見ても生産増加率は大きく，1937——54年間の増加率は，フランス及びザール——30%，ベルギー，ルクセンブルグ——22%に対し，イギリス——42%であった。

表31　卸売価格指数（1938＝100）

	鉄鋼	全商品
1946	150.4	172.7
1947	159.2	189.1
1948	169.4	216.2
1949	181.8	226.8
1950	187.5	258.7
1951	210.2	315.0
1952	254.2	323.1
1953	260.3	323.4
1954	263.3	325.4

Source, *Annual Abstract of Statistics*, No. 88, 1951, p. 302, No. 92, 1955, pp. 291-2

表32　国内鋼価格の比較

	山形鋼		原板		薄板	
	1949.3.	1956.12.	1949.3.	1956.12.	1949.3.	1956.12.
	£.s.d.	£.s.d.	£.s.d.	£.s.d.	£.s.d.	£.s.d.
イギリス	19 1 6	37 14 0	21 14 6	41 9 6	28 6 0	49 6 0
アメリカ	22 15 1	45 4 0	23 0 8	49 12 0	26 18 5	55 4 0
ドイツ		41 17 0		48 10 0		57 19 0
フランス	23 4 4	36 6 6	27 0 6	43 16 0	32 8 8	54 0 0
ベルギー	19 3 2	39 3 0	20 11 4	47 2 6	27 18 0	52 13 0

Source, D. L. Burn : *The Structure of British Industry*, Vol. I, p. 292

輸出については，国内鉄鋼需要を確保するため輸出承認制がしかれたためそれ程増大していないが，間接輸出については，戦前の110万トンから1949年には310万トンへ大きく増大している。[50] 金属加工産業の輸出拡大のため鉄

鋼価格は低く抑えられ，1938年＝100とする鉄鋼価格指数は1946年――150.4，1950年――187.5で，全商品価格指数がそれぞれ172.7，258.7であるのと比べかなり低くなっており，国際的に見てもイギリスの国内鋼価格は戦後一貫して低かった。その要因としては，石炭，スクラップ価格が人為的に低くされ，輸入鉱石の高価格が国内鉱利用者の犠牲で負担を軽減されてきたこととともに国有化に対する根拠を与える――独占的高価格に対する非難――ことを恐れたという要素もあった。国有化が実質的に解除された1951年以後鉄鋼価格が大きく上昇しているのも，一つにはそういう理由があったと思われる。[51)]

表33　10大鉄鋼企業の収益　（百万ポンド）

	1953	1954	1955	1956	1957	1958
販売利潤	63.0	74.7	98.3	97.7	117.7	114.9
総収入	67.9	78.6	101.6	100.4	119.2	123.4
減価償却	14.2	15.4	17.7	19.5	23.9	26.4
固定資産更新準備への移転		4.3	8.1	10.6	12.2	12.5
税引後利潤	23.4	27.7	35.6	31.2	34.8	35.1
留保利潤	19.2	22.6	29.0	24.0	24.4	23.9

Source, D. L. Burn : *The Steel Industry* 1939-1959, 1961, p. 594

鉄鋼業の利潤について見れば，10大会社の総利潤は，1953年――6790万ポンドから1958年――1億2340万ポンドに急上昇しており，留保利潤は1953――55年の2年間に50％以上増大した。利潤源泉については，1951――52年において，利潤7470万ポンドのうち輸出プレミアムによるものが1890万ポンドで大きな比重を占めていることが注目される。[52)]このような利潤増大に支えられて，資金調達においては，生産能力の¾を代表する諸会社の投資のうち81％が内部資金であり，外部資金への依存はわずか19％にすぎない。[53)]

次に，このような産業の実態をふまえた上で，鉄鋼国有化がどのような経過で実現され，また国有解除されたかについて見よう。

1945年の労働党政策綱領「未来に直面しよう Let Us Face the Future」は，国有化すべき産業の一つに鉄鋼業をあげ，その理由として「私的独占は高価格を維持し，非能率的な高コスト工場を存続させた。公有が私有にとっ

て代る時にのみ産業の能率的な経営が可能である[54]」と述べている。これは労働党の一致した見解ではなく，H. Morrison, A. Greenwood に指導された右派は鉄鋼国有化を綱領に明記することに反対したのであり，彼らの意志に反して挿入されたものであった。

労働党政権が成立して，1946年4月の閣議で鉄鋼国有化を支持する決定が行われ，下院で発表されたが，それは「産業のいくらかの部分が，いつか公有の下におかれるのであろう[55]」という漠然としたものにすぎなかった。供給相 Wilmot はイギリス鉄鋼連盟の協力を求めたが，連盟は，新しい Board の任務として国有化についての助言が含まれるかぎりそれに参加しないという強い態度を表明した。1946年9月に，国有化についての助言を与える必要はないという政府の妥協により連盟は参加することになり，A. Forber 卿を議長に2人の鉄鋼企業家，2人の鉄鋼労組役員，及び造船企業家と大蔵省代表により構成される第一次鉄鋼委員会（Iron and Steel Board）が設立された。

新しい Board の課題は，(1)開発計画の創案，実行の監督，(2)原料供給など日常的経営問題の監督，(3)価格政策への助言であり，鉄鋼資本と労働党右派はこれに満足を表明したが，左翼は，「なまぬるい政府に対して組織された妨害が勝利した[56]」として妥協を激しく非難した。

1947年春に，鉄鋼連盟議長 A. Duncan は，鉄鋼国有化問題について妥協的解決をはかるための話し合いを政府に提案し，7月に政府と連盟の間に合意が見られた。その内容は，(1)鉄鋼委員会は，産業に対する指導的権限の強化を認められる，(2)政府は鉄鋼委員会の助言に基づいて，特に反抗的または非能率的な会社を国有化する権利を持つというものであった。しかし，8月の閣議において E. Bevin, S. Cripps, A. Bevan は妥協に反対し，妥協案は拒否されたが，その後も鉄鋼国有化は前進せず，労働党左派議員，TUC 左派組合員から激しいつき上げをうけた。「遅延に対する反対の強さは，鉄鋼問題についての政府の選択の自由を当然にも狭めた[57]」。

かくて1948年11月に，新たな鉄鋼法案が下院の討議にかけられたが，その

内容は鉄鋼業の根本的変革から程遠いものであり,「鉄鋼生産の崩壊を避けるため」,接収される107社（最終的には92社）の名称，管理機構はそのまま維持されるはずであった。供給相自身が述べたように,「所有移転後，唯一の変化は証券の所有が持ち手をかえたということであろう。会社は以前と同じく鉱石を獲得し，鉄鋼を生産し，生産物を販売するであろう」[58]。提案は保守党，鉄鋼独占の激しい抵抗を受け，結局，所有移転を1950年の総選挙後まで延期するという妥協により，1949年11月に鉄鋼法（Iron and Steel Act）が成立した。

労働党が鉄鋼国有化の論拠とするのは，(1)鉄鋼業は国民経済と輸出拡大にとって決定的に重要な位置を占めていること，(2)私的独占による価格政策は国民的利益と一致しないこと，(3)私的資本の下で産業の再編による能率化を十分遂行してこなかったし，公的資金の投入なしにはそれが不可能であること[59]。

これに対する保守党，鉄鋼連盟の反論は，(1)産業は戦後において政府の公的統制下にあって生産，生産性を増大させてきたこと，(2)鉄鋼業のように複雑な構成の産業においては，国有化のような未知の制度を導入すれば結合関係をくずし生産停滞が生ずるということ。「産業と政府は，政府の監督と私企業の間の健全な関係を創りだすことに成功した。その健全さは，高い生産及び生産性，戦争以来産業が達成した未曾有の規模の開発計画による急速な前進により証明される。この成功せる経験は，その教訓が十分に学びとられる前に多くの明白な欠陥をもつ未知の制度により放棄されつつある」[60]。

連盟のいう「産業の高い能率」は一定の客観的根拠を持っていたが，国際的に見れば技術水準はかなり劣っていた。例えば1957年における工場規模を西ドイツと比較すれば，年産180――250万トンの工場は，イギリス――1，西ドイツ――4，120――180万トンの工場は，イギリス――0，西ドイツ――5であり[61]，1人1時間当り生産高をアメリカと比較すれば，イギリスを100として，銑鉄――100：346，鋼塊――100：255，圧延――100：150――200となっている[62]。しかしながら，既に見たように利潤を基準にす

るかぎり，鉄鋼資本にとって国有化すべき必然性は全くなかったことは確認されねばならない。

1950年の総選挙の結果は，労働党―― 315 議席，保守党―― 298 議席で，決定的勝利は確保しえなかった。労働党政府は，新公社のメンバーの有資格者リストを提出するよう鉄鋼連盟に求めたが，連盟はこれを拒否し，またイギリス鉄鋼労連書記長 L. Evans も参加を拒否した。10月にメンバーが任命され，[63] 所有移転日は1951年２月15日に決定された。

新公社の下におかれたのは，総生産の90％以上を占める92社であり，公社は重役の任免，資産の処分，管轄会社の活動の停止，制限という権限を持っていた。実際に，私企業と金融的その他の密接な利害関係を持つ取締役は引退を求められ，25名が退いたが，鉄鋼独占の中心的稜堡たる鉄鋼連盟は，「権力，影響力のすべてにおいて事実上もとのままにとどまり」[64]，原料輸入，配分，価格政策を支配し，情報サービスを一手に集中しており，公社は連盟の評議会，運営委員会への代表派遣も確保しえなかった。このため，1951年の総選挙で保守党が政権に復帰するとともに国有解除という決定的反抗を許すことになった。

保守党の新供給相 D. Sandys は，公社に「一般的性格の指令」を与え，彼の同意なしに活動することを禁じ，かくて1951年11月に鉄鋼国有化は９カ月をもって実質的に終了し，1953年５月の新たな鉄鋼法のもとで「鉄鋼持株処理機関 (Iron and Steel Holding and Realization Agency)」により国有解除の作業が進められることになった。

処理機関による株式売却は，(1)私的契約，(2)株式市場での売却という二つの形態をとったが，主要なものは後者である。民有還元の過程で若干の企業グループの再編があったが，[65]「大部分の会社の取締役会は，そのまま国有化へ入りそのまま出てきた」[66]のであり，「国有化の前後における大企業グループの所有構造の連続性はほぼ維持された」[67]といわれる。その場合，株式売却が投資家に有利な条件で行なわれたことはいうまでもない。[68]

鉄鋼業は「経済権力の決定的中心，恐らくイギリスにおけるその最も決定

的な中心」であり,「経済権力の中心的稜堡の一つへの攻撃は支配階級そのものの地位への攻撃としてのみ見なされうる」[69]ものであった。それ故，鉄鋼国有化は総独占資本による厳しい抵抗を受け，私有――国有――国有解除という経過をたどったのであり，石炭国有化が「資本主義的国有化」の典型として遂行されたのと際立った対照を示している。その差異を規定したものは利潤率であり,「独占利潤率」をあげうる産業か否かが，国有化問題に接近する場合の基準として設定されねばならない。

1) Coal Industry Nationalization Act. 1946, sec. 2, (3)
2) D. N. Chester : *The Nationalized Industries*. 1946, p. 67
3) 国有化産業の組織形態については，H. Morrison : *Socialization and Transport*, 1933, W. A. Robson (ed.) : *Public Enterprise*. 1937, *Problems of Nationalized Industries*. 1952, E. Davies : *National Enterprise*, 1946, D. N. Chester : op. cit., R. kelf-Cohen : *Nationalization in Britain*. 1958, *Twenty Years of Nationalization*. 1969, 山本政一：『英国国有化企業経営論』千倉書房，昭和39年，占部都美：『公共企業体論』森山書店，昭和24年，布目真生：『英国国有化産業の研究』東洋経済新報社，昭和37年，遠山嘉博：『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房，昭和48年，寺尾晃洋：『独立採算制批判』法律文化社，1965年を参照
4) 補償問題については，G. Walker and R. H. B. Condie : Compensation in Nationalized Industries, in W. A. Robson (ed.) : *Problems of Nationalized Industry*. 1952, I. Foighel : *Nationalization and Compensation*, 1964, C. Jenkins : *Power at the Top. A critical survey of the Nationalized Industries*. 1959, 西沢富夫：『国有化問題の研究』昭和23年，奥泉清：「国有化による独占と寄生性の展開について」東北大『経済学』第24巻第1号，を参照
5) R. Kelf-Cohen : *Nationalization in Britain*, 1961, p. 213
6) 補償がいかに旧所有者にとって有利なものであったかは，戦後国有化を評価する W. A. Robson が,「補償条件は，欲ばりの夢以上に気前のよいものであった」として「所有者に対する法外に親切な態度」について述べていることからも十分に推測される。(W. A. Robson (ed.) : op. cit., p. 286)
7) H. Fagan : *Nationalization*, 1960, 佐藤昇訳『現代資本主義と国有化』合同出版，1961年，42―43頁
8) 関嘉彦：『英国労働党の社会主義政策』1954年，154頁
9) cf. C.Jenkins : op. cit., p. 109
10) J. Hughes : *Nationalized Industries in the Mixed Economy*, 1960, p. 8

D. L. Burn (ed.) : *The Structure of British Industry*, vol. I. 1958, p. 291

11) E. Варга : Основны Экономики и Полики Империализма 1953, 世界経済研究所訳『帝国主義の経済と政治の基本的諸問題』(上) 大月書店, 1954年, 242—243頁

12) cf. A. Sturmthal : Nationalization and Worker's Control in Britain and France, in *The Journal of Political Economy*, vol. LXI. 1953, pp. 43—44

13) J. Hughes : op. cit., p. 10, J. R. Campbell : Highlights of Nationalization. Past and Future, in *Marxism Today*, Feb. 1960, p. 49

14) 経営参加を放棄する理由として，例えば H. A. Clegg は，産業民主主義概念を(1)労働組合の独立した抗議，(2)直接的経営参加の2つにわけ，組織化された社会において後者は権威主義と非能率に転化するとして放棄し，前者こそが産業民主主義の本質をなすものであると主張している。(H. A. Clegg : *Industrial Democracy*, pp. 34—36, 121—123)

15) 奥泉清：「国有化による独占と寄生性の展開について」東北大『経済学』第24巻第1号，28頁を参照

16) G. D. H. Cole : *National Coal Board*, p. 31, 最近のコールは労働者管理および労働者の経営参加を放棄し，利益代表による監督協議会 (Supervisory Council) の設置を提唱している。(G. D. H. Cole : *The Case for Industrial Partnership*, 1957)

17) S. D. Spero : *Labour Relations in British Nationalized Industry*. 1955, 亀山悠訳『イギリス国有産業における労働関係』日本労働協会，昭和37年，83—84頁

18) cf. W. A. Robson (ed.) : *Problems of Nationalised Industries*, p. 322, W. A. Lewis : Recent British Experience in Nationalization, in E. H. Chamberlin (ed.) : *Monopoly and Competition and Their Regulation*. 1954, pp. 462—465, 遠山嘉博：前掲，286—289頁

19) H. Fagan : op. cit., 邦訳前掲，第3章

20) R. Kelf-Cohen : *Nationalization in Britain*, 1959, p. 297

21) 石炭業が国有化されなかった場合，賃金水準は労働力不足のためより以上に上昇したであろうといわれる。cf. W. W. Haynes : *Nationalization in Practice*, p. 390, 布目真生：前掲，100—101頁

22) S. D. Spero : op, cit., 邦訳前掲，71頁

23) H. A. Clegg : *Labour Relations in London Transport*, 1950, p. 185

24) H. Gaitskell : *Socialism and Nationalization*, 1956, 久保まち子訳「社会主義と国有化」，『フェビアン研究』第7巻第1号，29頁

25) cf. G. D. H. Cole : *The Post-War Condition of Britain*, 1956, p. 127, 辻和夫：前掲，113—118頁
26) K. J. W. Alexander : wages in Coal-Mining since Nationalization, in *Oxford Economic Papers*, vol. vlll 1956, p. 178, cf. 奥泉清：前掲，34—40頁
27) cited in D. N. chester : op. cit., p. 66
28) 辻和夫：「国有企業経営管理論序説」『立命館経済学』第7巻第5号，119頁
29) イギリス産業連盟は次のように述べている。「価格は十分にコストを償うべきである。しかし，これは過去における国有化産業の値上げをすべて正当化することを意味しない。これ以上の値上げが正当化されることを意味するものでは決してない」。(Federation of British Industries : *Report on Nationalization*, 1958, p. 18)
30) W. A. Robson : *Nationalized Industry and Public Ownership*, 1960, p. 439
31) G. C. Allen : op. cit., p. 86
32) *Annual Abstract of Statistics*, No. 88, p. 302, No. 92, p. 291
33) The London Times, June 6, 1956
34) W. A. Robson : *Nationalized Industry and Public Ownership.*, p. 442
35) R. Kelf-Cohen : *Twenty Years of Nationalization*, p. 99
36) 寺尾晃洋：前掲，85頁
37) 差別価格の問題については，W. A. Robson (ed.) : op. cit., p. 338, A. Lewis : Price Policy of Public Corporation. in W. A. Robson : op. cit., pp. 181—194, R. K. Davidson : *Price Discrimination in Selling Gas and Electricity*. 1950, pp. 216—218, 寺尾晃洋：前掲，79—113頁，辻和夫：前掲，118—127頁，大島国雄：『公企業の経営学』白桃書房，昭和44年，141—164頁を参照
38) K. J. W. Alexander : op. cit., p. 172
39) cf. D. L. Burn (ed.) : op. cit., p. 129
40) 奥泉清：前掲，32頁を参照
41) 中村忠一：前掲，66頁，第9表より計算
42) 秋山穣：「イギリス国家投資の構造と性格」，『フェビアン研究』第15巻第9号，吉武清彦：『イギリス産業国有化政策論』日本評論社，昭和43年，第八章，第九章を参照
43) The Financial and Economic Obligations of the Nationalized Industries, HMSO, Cmnd. 1337, 1961, paras. 14—15, cf. W. A. Robson : *Nationalized Industry and public Ownership*. 高橋達男訳『政府と企業』産業能率短大出版部，昭和45年，付録二「国有産業の財政経済目標」，遠山嘉博：前掲，第7章
44) *The Economist.*, Nov. 17, 1945

45) H. Fagan op.cit., 邦訳前掲, 99—100頁
46) National Union of Mineworkers : *Britain's Coal, Report of Study Conference*, 1960, p. 25
47) G. W. Ross : op. cit., p. 33, 連盟の「計画」を批判したものとしては, G. D. H. Cole : *Why Nationalize Steel*? Brian Tew : Reports of the Iron andStee Industry, in *The Economic Journal* vol. LVl, Sept. 1946, pp. 488—499
48) 移転阻止についての連盟の説明とそれに対する批判は, Brian Tew : op. cit., p. 90以下に詳しい
49) D. L. Burn (ed.) : op. cit., pp. 284—285, しかし工場における生産の集積については依然として低い水準であった。cf. D. L. Burn : *The Steel Industry* 1939—1959, p. 79, p. 248
50) 高橋哲雄：前掲, 227頁
51) 1949年の鉄鋼価格引上げと補助金打切りをめぐる, 政府, 鉄鋼連盟の思惑については, D. L. Burn : op. cit., p. 210
52) D. L. Burn : op. cit., p. 236
53) D. L. Burn (ed.) : op. cit., p. 291
54) cited in. G. W. Ross : op. cit., p. 40
55) *The Spectator*. 26, April. 1946
56) *New Statesman and Nation*, 31, August 1946, cited in G. W. Ross : op. cit., p. 59
57) G. W. Ross : op. cit., p. 76
58) ibid., p. 91
59) 鉄鋼国有化についての労働党と保守党の議論については, S. J. Langley : The Iron and Steel Act 1949, in *The Economic Journal*. vol. LX, June 1950, pp. 311—322, に詳しい紹介がある。
60) British Iron and Steel Federation : *Iron and Steel Bill, Some Arguments For and Against*, cited in A. A. Rogow : *The Labour Government and British Industry* 1945—1951, 1955, p. 159
61) D. L. Burn : op. cit., p. 563
62) ibid., p. 271
63) 新公社のメンバーは以下のとおり。議長, Steven J. L. Hardie (British Oxygen Co. Ltd. 会長) 常勤, Sir J. Green (Thomas Firth and John Green Ltd. 取締役) Sir Vaugham Berry (Ruhr Authority イギリス代表) General Sir James Steele (退役将軍) W. H. Stokes (合同機械工組合役員) 非常勤, J. W. Carton (Brown Bayley's Steelworks Ltd. 会長) A. R. McBain (元官僚)

64) G. W. Ross : op. cit., p. 100
65) cf. D. L. Burn : op. cit., pp. 539—540
66) ibid., p. 544
67) 高橋哲雄：前掲，301頁
68) cf. D. L. Burn : op. cit., p. 541, D. N. Pritt : *The Labour Government* 1949—1951, 1963, p. 276
69) G. W. Ross : op. cit., p. 27

第三章　公企業論批判

公企業論について検討する場合，公共企業体論（public corporation）が中心をなすが，その前提として「公企業」の概念規定と「公企業」が追求する目的についての諸説について見ておこう。

(1)　公企業の概念規定

上田貞治郎氏によれば，国家，地方自治体の事業は，(1)不足経営——無料又は低価格で供給するもの，例えば道路，公園，博物館など，(2)実費経営——収入により費用が補塡されるもの，例えば郵便，電信，貯金，簡易保険など，(3)収益経営——収益を生ずるもの，例えば鉄道，鉱山，ガス，電気などの3つに分かれるが，このうち(2)と(3)が公企業の範疇に入れられる。[1)]

占部都美氏によれば，公企業の本質的機能は「公的所有」と「公的支配」の結合に求められる。「生産手段の公的所有はあくまで公企業制度の基礎であって，そこにはなお……官僚的資本家的支配の可能性さえ含まれているのである。公的所有の機能は……公的支配の機能と結付かなくては完全な意味をもちえない」[2)]のであり，公的支配は，(1)適正対価主義，(2)労働者及び消費者の経営参加において志向される。適正対価主義は，「企業総収益÷経営給付＝100％」「労働給付÷（賃金＋賞与＋物的給付）＝100％」によって示されるが，これは，労働者，消費者の経営参加とともに，「資本主義的環境における公企業の管理に伴い易い官僚的，資本家的支配を防止して，公企業の共同社会支配的構造を確立する上に必要なもの」とされる。[3)]

上田氏の想定によれば，損失をもって経営されるものは公企業から除外さ

れるが，例えば英国運輸委員会は1948——58年の間ほぼ一貫して赤字で経営されているが，この場合公企業には含まれないのか，という疑問が生じよう。占部氏の場合にも，多くの収益をあげている場合，経営参加が行われていない場合などにはどうされるか？

収益をあげるか否かという問題は個別企業の観点からすれば重要な問題ではあるが，公企業が本来的に担っている社会的役割からすれば副次的な問題にすぎない。そもそも公企業は，社会的には必要ではあるが私的資本の採算ベースにのらない分野を受持ち，総資本のために「社会的生産過程の一般的諸条件[4]」を確保することが課題であったのであり，その受持つ分野の相違によりある分野では一定の収益をあげ，他の分野では赤字で経営されるという相違が生ずるにすぎない。このような観点からすれば，収益の多寡，不足により公企業の概念規定をするのは，その本質を見失ったものといわねばならない。

また，山城章氏は，国家の政治的，経済的課題をよりよく達成するためには「むしろ行政原理をすて，財政や政治の拘束を分離して，国有企業の原理に基づく経営を必要する，という認識の発生とともに公企業の課題が生れている[5]」として，経営の「自主化」を公企業概念の基準とするが，これも公企業そのものの概念規定というよりも，公企業内部の経営形態の相違として処理されるべきであろう。

(2) 公企業目的論

公企業論において経営学的アプローチをする論者には，社会総資本との関連を切離して個別資本視角からのみ公企業を分析する傾向が強いが，それは，公企業が担う課題，目的は何かという問題の分析についても妥当している。竹中竜雄氏は，「公企業の主体たる国家および地方自治体は，単に経済団体ではないから，経済的見地からみた指導目的たる最高の経済性の発揮ということは，公企業経営の唯一無二の指導目的ではなく，別に非経済的見地から見た指導目的が存し，これをかりに狭義の公共目的と呼ぶならばかような努力の結果生み出された目標すなわち広義の公共目的こそが，公企業経営におけ

る最高の指導目的を構成する[6]」とされているが,「公共目的」の内容は全く不明であり，もし「国家の指導目的＝公共目的」と考えるのであれば，国家の性格，更に具体的には,「国家独占資本主義」における国家の経済過程への介入がいかなる役割を果たしているかを厳密に規定しなければならないであろう。

このような「公共目的説」に対し,「営利説」によれば，収益が公企業の目的とされる。藻利重隆氏によれば,「公企業といえども，その自律的指導原理が営利にもとめられなければならないことは，これを否定しえない。ただそこに，自律的な営利原則に対して，他律的制約が課せられているにすぎないのである。そしてその程度にいちじるしい差があるにしても，営利原則に対するなんらかの他律的制約は，私企業についてもまたこれを認めざるをえない，ということを忘れてはならない。私企業と公企業とを区別することはもとより必要であろう。だが，公企業の自律的指導原理を営利原則のほかにもとめることはできないのである[7]」。

しかし，現実には営利を目的とする公企業は非常に少ないし，それを展開していけば,「資本主義社会における『公企業』なるものは，利潤獲得を直接の目的としないものと解する限り，それは厳密な意味における企業ではなく[8]」なってしまう。公企業は総資本の利潤拡大を目的として行動しているという意味で，社会総資本的観点から「営利性」を展開するならば説得的であろうが，個別資本の視点から公企業の目的を「営利原則」としておくことは問題があろう。イギリスにおいて，稼働資本に対する純益の割合が，製造業，商業全体――17.4％に対し，イギリス石炭庁――0.4％，イギリス運輸委員会――1.9％という数字をどう説明するか？[9]個別資本的視点から見た場合，公企業の目的は利潤ではなく，あくまでも特殊な使用価値の低価格供給であり，そのような外観的事実の上に，公企業の「公共性」が基礎づけられてきた点を無視することは出来ない。

1950年代後半になって，イギリスにおいて国有化産業の営利的性格が重視されるようになり，国有化に関する「1961年白書」は「国有化産業は国家的，

非営利的性格の諸義務を持つが，経済的，営利的正当化の証明を免除された社会サービスとは見なされるべきでない[10]」と述べているが，これは，独占資本への財，サービスの低価格供給を維持しつつ，国家財政への負担を軽減するため国有化産業に独立採算制の強化をおしつけるものであり，公企業の行動基準を「営利性」にとって代えるというものではない。

公企業は一般的には「公共当局（国家及び地方公共団体）」が所有，管理する企業を意味するが，経済学的に定義すれば，特殊な使用価値に拘束されながら剰余価値を生産し，それを総資本に配分しつつ実現する産業資本形態及び特殊に利潤の配分を請求する貸付資本形態での国家資本が企業化したものである。ここには3つの内容が含まれている。即ち，(1)国家資本である以上，単なる国家資金の支出と異り，剰余価値の生産ないし，利潤の取得が行われており，この点を見ない「公企業＝非資本主義企業」観は根本的に誤っていること，(2)国家資本として，剰余価値の実現，利潤配分請求は特殊な形態をとり，独占資本のために「剰余価値を再分配する道具として機能している[11]」こと，(3)私的資本においては生産の直接的目的として現われなかった使用価値生産が問題になること，即ち，私的資本にとって必要だが採算ベースにのらない特殊な使用価値を総資本（独占段階においては総独占資本）の立場から生産し低価格で供給する任務を持っており，それ故その循環は G ——W ——G′ ではなく，W——G——W として現象することである[12]。

(3)　公企業の形態分類

寺尾晃洋氏によれば，独占段階の公企業は(1)自治的官庁企業(autonomous régie)，(2)公共企業体（public corporation)，(3)混合企業（mixed enterprise）に分かれ，その分類基準は直接的には「自主性」の程度におかれる。日本の公企業にあてはめれば，(3)は戦前，戦後の特殊会社，(2)は公社，公団，公庫，金庫，営団，(1)は企業官庁の特別会計に相当する[13]。

大島国雄氏は，「公企業に本質的に内在している体制維持の機能の態様と，それをささえる公共性（用役および規制の公共性——以下，狭義公共性という）と企業性（独立採算制と生産性）の要求される程度によって形態の分類

をすることが，もっとも合理的だと考える」として，公企業を(1)行政的公企業，(2)会社的公企業，(3)公共体的公企業に分類する。(1)は「狭義公共性が企業性よりも相対的に強く要求され」，(2)は「企業性が狭義公共性よりも相対的に強く要求される」[14]。「公共性」「企業性」という言葉の当否はともかく，三つの類型は寺尾氏の分類と同じであり，「企業性」＝「自主性」と考えれば分類基準も同じである。「自主性」には，財政上，経営上，人事上などがあるが，その基本は財政上の「自主性」＝独立採算制であり，その程度の相違により公企業の形態分類が行われる。

公企業の形態分類は直接的には，「自主性」の程度により規定されるが，その「自主性」は公企業がいかなる領域を受持つかによって決定される。北川宗蔵氏は，戦前の日本における国家資本動員形態を2つに分け，第一類型として国策会社，第二類型として営団を区別する。前者においては，「国家資本は，自己の受取るべき利潤を断念して民間資本に帰せしめるように機能し（国家資本の後配株的機能，国家資本の民間資本優先配当性的性格の造出機能），したがって本来的平均利潤率をあげ得ざる事業分野，企業価値乏しき事業分野において民間資本に対して平均利潤率をあげ得るように機能し，民間資本をして平均利潤率をあげ得ざる事業分野へ流入することを可能ならしめしたがって民間資本に活動の新分野を提供するように機能する」[15]。これに対し後者は，「平均利潤率をあげ得ざる，したって民間資本（利潤原則に立てる）吸収の能力なき事業分野，しかもこの内でも国家資本の後配株性的機能によって民間資本に平均利潤率を保証し得ざるごとき採算的低層領域に形成せられる」[16]ものであり，国家資本以外の資本参加があっても非本質的なモメントである。

独占段階における資本の採算性の基準を平均利潤率におくのは問題であるが，利潤率と公企業形態の関連についての指摘は示唆に富んでおり，混合企業形態と公共企業体形態の差異は利潤率の相違により規定されるものと見てよいであろう。同様に，イギリス石炭庁とイギリス鉄鋼庁の構成の相違も，直接的には鉄鋼国有化をめぐる階級間の力関係によって規定されたとはいえ，その背後には，石炭業における低利潤率と鉄鋼業における独占的高利潤率と

いう相違が基底にあったことが確認されよう。多様な公企業形態の中で，独占資本主義における公企業の展開の中心を占めるのは公共企業体であるので，以下それについて見よう。

(4)　公共企業体論

公共企業体の本質として，H. Morrison は,「公共的目的のための，公的所有，公的責任及び企業的経営（business management）の結合」[17] と規定している。また W. A. Robson は公共企業体の基本的特徴として，(1)経営上の問題について議会の質問を受けない，(2)非営利性（disinterestedness），(3)職員は公務員でない，(4)独立採算制，(5)理事の任期が決まっており，政治的に中立であることをあげている。[18]

このような特徴づけは諸論者に共通しており，他の公企業形態との相違を端的に摘出すれば「企業的経営」の強調ということであり，占部都美氏はそれを「企業の社会化要素（elements of socialization）と合理化要素（elements of rationalization）の両者を結合する経済的形態としての意義と課題をもつ」[19] ものと定義している。社会化要素とは,「政府及び議会による公共的支配と労働者及び消費者の経営参加の問題」であり，合理化要素とは「独立採算制」に他ならない。[20]「独立採算制は要するに収支の独立と収支の対応ないしバランスによって企業の自主性を確保し，それにより社会化企業に合理化要素を導入しようとする財務的管理方式であるといえるのである。このような点に，独立採算制の本質を求めるときは，それはソ連の社会主義社会に固有な問題ではなく，英米などの資本主義社会における社会化企業にも同じ原理の適用を吾々は見出すことができる」。[21]

占部氏においては，独立採算制は社会主義企業にも資本主義下の公企業にも適用され，その相違はせいぜいの所，経済計画性の要素が社会主義においてはより大きいという，程度の問題に解消されてしまっている。しかし，公共企業体形成の歴史を見れば，20世紀初頭から漸次現われるが，それが展開されるのは1920年代後半以後とりわけ第二次大戦以後であり，公共企業体の形成が，独占資本主義の「国家独占資本主義」への転化と関連していること

がうかがわれる。

簡単にその歴史を追ってみれば，まず，1908年にロンドン港務局（Port of London Authority）が設置されたが，これはその後の公共企業体のモデルとなったもので，地方自治体から独立した法人体で，経営主体として理事会をもち財政的に独立していた。理事会構成は後の公共企業体と異り，消費者を中心とした利益代表制をとり理事数も28——30名と多かった。1926年——中央電気局（Central Electricity Board），公共企業体が全国的規模の事業にはじめて適用された例で，電力事業の全国的組織化を目的としたが，発電，配電は私企業に残され，発電会社から電力を独占的に買取り配電会社に売却する「電力の卸売業者」として行動するものであった。1927年——英国放送協会（British Broadcasting Corporation）。1933年——ロンドン旅客運輸局（London Passenger Transport Board）。H. Morrison により準備され，経営者職能主義即ち独占資本代表による直接支配が明確化された。1938年——英国海外航空会社（British Overseas Airways Corporation）。第二次大戦後については第二章第一節を参照。

独占段階において生産の社会化が急速に進むが，それにより，自由競争段階の公企業が地方的規模のものを中心としたのに対して，国有＝国家独占の条件が設定される。

一般的に，固定資本の巨大化による有機的構成の高度化は，資本移動の困難による資本の過剰，利潤率の傾向的低下を促進するが，特殊的に，「特定の諸生産部門にのみ関する産業循環の諸条件から生ずる[22]」ような利潤率低下が存在する。R. Hilferding が述べているように，不況期において「流出および生産制限は，原料を供給する諸部門では，完製品生産の諸部面におけるよりも困難であり損失が大きい。それゆえ，前の方の部門では利潤率がより長くその平均以下に留まる。この契機はまた，加工産業における利潤率をその基準の上にのせることに役立つのでもあるが，原料生産では不況はより長く，より重いのである[23]」。この契機は，石炭，鉄道などの衰退部門の形成に導くが，とりわけイギリスにおいては，植民地独占による腐朽性とともに，石炭資源

の分散性という自然的条件，賃金制度における特殊寄生的収奪機構という経済的・社会的条件により，その衰退，腐朽が顕著に現われていることが注目される。

第二次大戦後のイギリスにおける国有化の展開は，一般的には，生産の社会化による「生産の社会的性格の承認」の強制及び不均等発展の激化による衰退部門の形成を基盤とし，特殊的には，イギリス資本主義の蓄積構造の腐朽性即ち対外寄生的支配機構への依存を前提として,「全般的危機」とりわけ第二次大戦後の植民地支配の弱体化による危機深化，副次的には労働運動の昂揚による社会的・政治的危機を直接的契機として現実化したのである。

これを公共企業体論との関連で見れば,「合理化」と国家独占を基盤とする差別価格の設定により一定程度の利潤を確保しうる条件が出来，国家財政からの独立＝独立採算制を可能とする条件が設定されたこと，そしてその可能性は，資本主義の危機深化,具体的には財政危機を契機として現実化し,1930年以降の公共企業体の大規模な展開をもたらしたことが注目されねばならない。

それは，占部氏のいうような，生産の社会化の進展による大規模な公企業の成立を基礎に，自主化によって経営を合理化し，同時に民主化を遂行するというような超歴史的な生産力の発展，それと結びついた経営形態の問題ではなく，資本主義の「自動調整作用」の喪失，国家の経済過程への全面的介入＝「計画化」と結びついた問題である。財政，金融政策による独占価格の下支えが，財政危機とインフレーションという矛盾を深化させた段階で，衰退部門の「合理化」によるコスト切下げ，それによる国際競争力の強化という課題を担って公共企業体が展開されてきたのであり，それは,「国民経済合理化」の戦略拠点として位置づけられてきたことが確認されねばならない。その財政面における「合理化」が独立採算制であり，管理機構における「合理化」がモリソン主義＝経営者職能主義であった。[24)]

1）上田貞治郎：『経営経済学総論』東洋出版社，1937年，338頁
2）占部都美：『公経営管理』技報堂，昭和29年，67頁

3) 同上：67—71頁
4) K. Marx : *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』Ⅲ，大月書店，1961年，468頁
5) 山城章：『公企業』春秋社，昭和25年，11頁
6) 竹中竜雄：『公企業経営』昭和29年，139—144頁
7) 藻利重隆：『経営学の基礎』改訂版，森山書店，昭和37年，83—84頁
8) 中西寅雄：『経営経済学』74頁
9) 山本政一：『英国国有化企業経営論』千倉書房，昭和39年，105頁
10) The Financial and Economic Obligations of the Nationalized Industries, HMSO. Cmnd. 1337, 1961, para. 2
11) C. Bettelheim : Родь Национализированного сектора В экономике Франции. 庄司宏訳「国有化部門の役割」，(井汲卓一編『国家独占資本主義』所収)，195—219頁，ベットレームによれば1954年において，フランスの国有企業から私的部門へ「価格メカニズム」により移転された価値は4800億フランと見積られている。
12) 国家資本における使用価値の意味については，寺尾晃洋：前掲，25—32頁に詳しい分析がある
13) 同上：97—98頁
14) 大島国雄：『公企業の経営学』白桃書房，昭和44年，100頁
15) 北川宗蔵：「営団」(増地庸治郎編『企業形態の研究』日本評論社，昭和19年所収) 81頁
16) 同上，88頁
17) H. Morrison : *Socialisation and Transport*. 1933, p. 149
18) W. A. Robson : *Nationalized Industry and Public Ownership*. pp. 64—69, cf. A. Albu : The Organization of Nationalized Industries and Services. in W. A. Robson (ed.) : *Problems of Nationalized Industry*, 1952, pp. 73—91
19) 占部都美：『公共企業体論』増補版，森山書店，昭和27年，14頁，E. Davies も公共企業体の役割として企業的経営による能率と産業の民主化をあげている。E. Davies : *National Enterprise, The Development of Public Corporation*, 1946, pp. 18—19
20) 占部都美：前掲，189頁
21) 同上：193頁
22) R. Hiferding : *Das Finanz Kapital*, 岡崎次郎訳『金融資本論』岩波文庫（中）28頁
23) 同上：30頁

24）労働党国有化論におけるモリソン主義の意義については，拙稿「産業国有化政策に関する一考察 ——イギリス公企業論の思想的系譜——」北大『経済学研究』第24巻第2号を参照されたい。

結　び

結びにかえて，以上の分析を結論的に要約しておこう。

Ⅰ　第2次大戦後の国有化政策は，1920年代，30年代における独占資本の「合理化」運動の一層の展開として位置づけられるが，石炭業と鉄鋼業におけるその内容の相違が戦後の国有化の経違を規定したのであり，両大戦間に強固な独占支配体制を確立した鉄鋼業の国有化は総独占の抵抗を受け，実質9カ月の活動をもって国有解除がなされた。

Ⅱ　その場合の基準は利潤率であり，基幹部門のうち「独占利潤率」＝独占資本の採算ベースをあげうる産業か，そうでない産業かによって，私的独占——政府「統制」と援助の形態をとるか，国有化の形態をとるかが決まるが，前者の範囲に属する鉄鋼業が，短期間とはいえ国有化されたことについては，主体的条件——労働運動，社会主義運動の役割が無視されえないであろう。

Ⅲ　国有企業の経営管理形態としての公共企業体は，集中・集積——全国的規模の独占の形成を基礎に，財政危機を契機として成立したのであり，「合理化」と差別価格の強化により自己の蓄積を確保しつつ，低価格供給により独占の資本蓄積を促進する課題を担っている。1950年代以降，公共企業体における「収支適合原則」の再検討，「資本収益性原則」の導入，地域ごとの独立採算制の強化が問題とされてきたが，これも，国有産業への国庫融資が国家財政への重大な負担になってきたことを背景に，「開放体制」へ向けての「合理化」——国際競争力強化のための一翼として提起されてきているものである。

Ⅳ　国有化された産業が私的独占の蓄積を補強する系列は，鉄道——石炭——電力，ガス——〔鉄鋼——機械，自動車，航空機〕であり，それにより産業「合理化」，輸出拡大の役割を果たしてきた。